

令和4年第2回若狭町議会定例会会議録（第2号）

令和4年3月7日若狭町議会第2回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 谷川暢一君 | 2番 | 川島富士夫君 |
| 3番 | 西村毅君 | 4番 | 倉谷明君 |
| 5番 | 増井文雄君 | 6番 | 藤田正美君 |
| 8番 | 熊谷勘信君 | 9番 | 島津秀樹君 |
| 10番 | 辻岡正和君 | 11番 | 坂本豊君 |
| 12番 | 今井富雄君 | 13番 | 北原武道君 |
| 14番 | 松本孝雄君 | | |

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深水滋 書記 河原典史
石倉美穂

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|------|-----------|-------|
| 町長 | 渡辺英朗 | 副町長 | 二本松正広 |
| 教育長 | 松宮毅 | 会計管理者 | 三宅宗左 |
| 総務課長 | 岡本隆司 | 政策推進課長 | 竹内正 |
| 観光未来創造課長 | 泉原功 | 税務住民課長 | 松宮登志次 |
| 環境安全課長 | 木下忠幸 | 福祉課長 | 佐野明子 |
| 保健医療課長 | 山口勉 | 建設水道課長 | 飛永浩志 |
| 農林水産課長 | 岸本晃浩 | パレオ文化課長 | 中村和幸 |
| 歴史文化課長 | 藤本 斉 | 教育委員会事務局長 | 宮田雅秋 |

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 2号 令和3年度若狭町一般会計補正予算（第7号）

日程第 4 議案第 3号 令和3年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3

- 号)
- | | | |
|--------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 令和 3 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 令和 3 年度若狭町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 令和 3 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 令和 3 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 令和 3 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 10 | 議案第 9 号 | 令和 3 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算 (第 3 号) |

(午前 9時39分 開会)

○議長（今井富雄君）

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従いまして議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番、川島富士夫君、3番、西村 毅君を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（今井富雄君）

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、8名の皆様から通告がありました。簡潔な質問、答弁をお願いします。

一般質問の順序は、10番、辻岡正和君、1番、谷川暢一君、4番、倉谷 明君、2番、川島富士夫君、9番、島津秀樹君、5番、増井文雄君、3番、西村 毅君、13番、北原武道君の順に質問を許可します。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、発言はマスクを着用したままで行います。

また、休憩中に換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、10番、辻岡正和君。

辻岡正和君の質問時間は、10時41分までとします。

○10番（辻岡正和君）

おはようございます。

それでは、質問に入ります。

まず、1つ目、美方ケーブルネットワーク（MMネット）の経営統合について伺いたいと思います。

まず、敦賀市の第三セクターケーブルテレビ嶺南ケーブルネットワーク（RCN）と美浜、若狭町の美方ケーブルネットワーク（MMネット）との経営統合について伺いたいと思います。

美方ケーブルネットワーク（MMネット）は、平成13年に開局し、地域住民への放送提供に努めてきましたが、美浜町及び若狭町では、老朽化した施設の更新及びサービスの高度化を図るために、令和2年度から伝送路の光ファイバー化を行っており、令和4年度末にはその整備が完了することから、今後の放送通信サービスのコストやサービスの多様化への対応などを鑑み、嶺南ケーブルネットワーク（RCN）との経営統合を目指していくということですが、嶺南ケーブルネットワーク（RCN）、そして、美方ケーブルネットワーク（MMネット）、そのサービスの現状と経営状況について説明を願います。

○議長（今井富雄君）

二本松副町長。

○副町長（二本松正広君）

皆様、おはようございます。

辻岡議員からのケーブルテレビに関する質問でございますが、第三セクターであります美方ケーブルネットワーク株式会社では、社長を美浜町の副町長、副社長を私、若狭町の副町長が務めております。

そのことから、御質問の株式会社嶺南ケーブルネットワーク並びに美方ケーブルネットワーク株式会社の経営状況等につきましては、私からお答えをさせていただきます。

まず、株式会社嶺南ケーブルネットワーク（RCN）のサービスの現状と経営状況についてでございますが、敦賀市を事業エリアとするケーブルテレビ事業者でございまして、平成元年に開局をいたしております。

現在では、地上デジタル放送や衛星放送のテレビ放送サービスをはじめ、インターネット接続サービス、ケーブルテレビを利用した固定電話サービスのケーブルプラス電話サービス、スマートフォンが利用できるケーブルスマートフォンサービスを提供しております。

令和2年度の業績でございますが、テレビ放送サービスの加入者数2万6,056件、インターネット接続サービスの加入者数1万1,148件、ケーブルテレビプラス電話サービスの加入者数7,740件、ケーブルスマートフォンサービスの加入者数1,097件となっており、全体の売上高は15億743万4,000円でございます。

また、純利益は1億2,065万9,000円となっております。

次に、美方ケーブルネットワーク株式会社（MMネット）の令和2年度の経営状況でございますが、テレビ放送サービスの加入者数7,482件、インターネット接続サービスの加入者数2,581件、ケーブルスマートフォンサービスの加入者数20件とな

っております。全体の売上高は2億7,371万8,000円、純利益は1,933万円となっております。

両社とも設備投資、また、事業拡大に伴いまして、それぞれ利益の増減はございますが、それぞれ今日まで黒字経営を継続しております。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

確認ですが、経営統合後も黒字経営で運営していけるということですね。

○議長（今井富雄君）

二本松副町長。

○副町長（二本松正広君）

それでは、お答えをいたします。

今後も黒字経営継続の見込みというふうに考えております。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

次に、MMネットがRCNの100%子会社となる、株式交換による経営統合を行うということですが、内容を分かりやすく御説明願います。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、株式交換による経営統合について御説明をさせていただきます。

現在、美方ケーブルネットワーク株式会社（MMネット）は、1,094株を発行しており、美浜町250株、若狭町250株、株式会社嶺南ケーブルネットワーク（RCN）130株、そのほかに9名の株主で464株を保有しております。

まず、9名の株主が保有する464株を美浜町、若狭町で、それぞれ232株ずつ買い取らせていただきます。

これによりまして、MMネットの1,094株について、美浜町が482株、若狭町が482株、RCNが130株を保有することとなります。

次に、美浜町が保有する482株、若狭町が保有する482株、合計964株のMMネットの株式をRCNが新規発行する株式と交換いたします。交換により、MMネットの1,094株全てをRCNが持つこととなります。

これらの手続により、株式交換による経営統合となり、MMネットがRCNの100%子会社となります。

また、RCNの株式を美浜町、若狭町ともに保有しますので、美浜町、若狭町ともにRCNの株主となります。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

RCNと統合することにより、よくなる部分は何なのか、どのようなサービスの向上につながるのかを伺いたと思います。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、辻岡議員の御質問にお答えします。

敦賀市を事業エリアとする株式会社嶺南ケーブルネットワーク（RCN）と美浜町・若狭町を事業エリアとする美方ケーブルネットワーク株式会社（MMネット）が経営統合することにより、RCNが3市町を事業エリアとするスケールメリットを生かした新たな事業展開が期待できます。

テレビ放送サービスやインターネット接続サービスについて、機器等の共同調達や設備の共有化を進めることで、設備投資における経費削減や経営の安定化が図れます。

さらには、サービスや品質の向上にもつながります。

MMネットの新しいサービスとして、RCNが敦賀市で事業展開を行っておりますケーブルプラス電話サービスを美浜町、若狭町で提供することが考えられます。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

RCNが展開する固定電話や格安スマートフォン事業がどういうものなのかを伺います。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、御質問にお答えいたします。

RCNが展開する固定電話サービスですが、ケーブルプラス電話サービスというサー

ビス名で提供されています。

このサービスは、NTT加入電話と比較して安価な基本利用料で、現在使用している電話番号や電話機をそのまま利用できるものです。また、NTT加入電話に比べて安い通話料金で通話することができます。

さらに、ケーブルプラス電話及びKDDIの提供する固定電話サービス間との通話料は無料になります。

また、格安スマートフォン事業としては、ケーブルスマホというサービス名で提供されています。ドコモなどより、安い利用料金でスマートフォンをインターネットに接続することができるサービスです。今まで使用していたスマートフォンや携帯電話番号をそのまま利用することも可能となっており、RCNで新しいスマートフォンを購入することもできます。地域密着型ケーブルテレビ事業者の強みを生かしたスマホ教室やアプリの設定補助等の手厚いサポートを受けることができます。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

利用者である若狭町民が支払う利用料が今後どうなるのか、個々の設備負担はあるのか、利用者の費用負担について伺いたいと思います。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、辻岡議員の御質問にお答えします。

光ケーブル化の工事が終了したMMネットのサービス提供エリアでは、一般家庭向けのテレビ放送サービスとして、地上波プランのファミリー、BSプランのライト、CSプランのデラックスの3つのプランがあります。ファミリーが月額1,650円、ライトが月額1,980円、デラックスが月額2,530円で提供されています。

ライト、デラックスで衛星放送を視聴いただくには、ケーブルテレビ専用チューナーをテレビに接続していただく必要があります。

また、インターネット接続サービスでは、光1G（ギガ）、光200M（メガ）、光20M（メガ）の3つのプランがあり、光1G（ギガ）が月額4,950円、光200M（メガ）が月額4,620円、光20M（メガ）が月額3,960円で提供されています。

なお、テレビ放送サービス加入者は、インターネット接続サービスの料金が770円

割引されています。

経営統合により、MMネットが提供する、これらのサービス内容、提供価格の変更はありません。

また、経営統合による設備の負担を加入者の皆様にさせていただく予定はありません。

現在、町営ケーブルテレビで運営されている上中地域におきまして、地上波テレビ放送を月額1,000円で視聴いただいています。

民営化される令和5年4月からは、上中地区におきましても、MMネットから三方地域と同じサービス内容、価格でテレビ放送サービスが提供されますので、地上波テレビ放送は月額1,650円で視聴していただくことになります。

また、視聴できるチャンネル数は、今までと変わりなく、県内4チャンネル、県外4チャンネル、合計8チャンネルを視聴していただけます。

インターネット接続サービスについては、令和4年度にMMネットが実施する高速化工事が終了した加入者の方から、順次、三方地域と同じサービス内容、価格で提供されることになります。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

隣接の交流が深い小浜市との情報源であるチャンネルOとの今後の関係はどうなるのか、伺いたいと思います。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、御質問にお答えします。

株式会社ケーブルテレビ若狭小浜（チャンネルO）には、町が上中地域で運営する町営ケーブルテレビのコミュニティチャンネルの番組制作を年間約1,500万円で委託して放送しております。

また、三方地域では、MMネットが制作するコミュニティチャンネルの番組が放送されています。

令和2年8月の住民説明会でも民営化のスケジュールを説明しておりますが、町では、町営ケーブルテレビの民営化を令和5年4月から実施するとして、その準備を進めております。

民営化後は、町内で同一のコミュニティチャンネルを加入者の皆様に視聴していただ

きたいと考えております。

住民説明会で要望のありました、小浜市以西の情報をどのように取材し放送していただけるかを現在、チャンネルOと協議を続けているところですので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

ケーブルテレビ事業は、地域に深く浸透し、諸問題や情報の流れに精通して、放送事業を総合的に活用し、ユーザーのライフスタイルの変化の取材に有線テレビ放送事業者である以上に地域を盛り上げていただきたいと思っております。

次に、2つ目の質問に移ります。

SDGs（持続可能な開発目標）について伺いたいと思います。

まず、SDGsは、2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能な世界のため、誰一人取り残さないという共通の理念の下、2030年までに達成すべき17の目標と、それに続く169のターゲットを設定しました。

その17の目標には、1番目の貧困をなくそう、2番目の飢餓をなくそう、17番目のパートナーシップで目標を達成しようまでの広範囲な持続可能な世界にするための目標が設定されています。これらの問題を自分ごととして考え、行動を起こさなければ、地球上の様々な問題、課題は深刻化すると考えられます。

そこで、若狭町も令和3年度からSDGs推進室の部署を設けまして、町長の施政方針の中で、まちづくりの基本姿勢である「モノ」から「ヒト」への理念により、SDGsの目標を達成するため、分かりやすい町民共通の目標を設定し、みんなで取り組み、安心・安全で誰もが笑顔で暮らせる、持続可能なまちづくりをしていくという決意を表明されたわけですが、その分かりやすい町民共通の目標とはどういうもので、現在のSDGsの目標達成のための活動状況がどうなのか、そして、また、若狭町が特に達成に力を注いでいるものは何なのか、17の目標に沿って説明を願います。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、辻岡議員から、SDGsの活動状況に関する御質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

まず、SDGsの取組につきましては、議員の皆様方も、胸にこの丸いSDGsのバ

ッヂをつけていただきまして、SDGsの取組の啓発に御協力をいただいておりますことにまず感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、SDGsにつきましても、議員御指摘のとおり、国連が提唱し、「誰一人取り残さない」という理念の下、2030年までに作成すべき17項目からなる目標であり、日本国内におきましても、積極的に取り組まれているところでございます。

若狭町におきましても、人口減少や少子高齢化に歯止めがかからない中、課題を明確にするとともに、課題解決に向けた目的を共にするため、SDGsを導入し、新たな視点で物事を捉え、連携を生み出し、解決へと導くまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

本町におけるこれまでの取組状況でございますが、令和2年にSDGsの達成に向けて積極的に取り組む企業や団体として、「ふくいSDGsパートナー」に若狭町も登録をしております。

この中で、総合計画の前期基本計画の基本戦略を基として、SDGs目標番号4番の「質の良い教育をみんなに」と8番の「働きがいも経済活動も」、11番の「住み続けられるまちづくりを」の3つの目標を設定し、「次世代の活動環境の創造」などの施策を展開しております。

例えば、質の高い教育として、小・中学校へのICT機器の導入やまちづくり事業を行っておりますし、経済活動として、若者の起業支援や新規就農者の育成などを行っております。

特に若狭町は人口減少が著しいことから、住み続けられるまちとして「定住促進」に注力をしているところでございます。

私もまちづくりの原動力として、SDGsをさらに積極的に進めるために、昨年8月に、副町長を本部長に課長クラスで構成する「SDGs推進本部会」を設置いたしました。

また、本部会の下部組織として、課長補佐級で構成する「SDGs推進委員会」を設置し、取組内容の具体案を検討しているところでございます。

SDGsの取組につきましても、それぞれの主体的な行動が重要であることから、行政が先導役となって、理念を共有し、理解に向けた情報発信・普及啓発に取り組んでいく必要があります。

そのために、まず、全職員を対象とした研修会を開催し、SDGsの基礎の勉強と、昨年から日本航空より役場に派遣いただいている職員から、日本航空での取組事例などを御紹介いただき、職員の理解促進を図ってまいりました。

そして、職員が率先して実践することが大切であることから、役場で3つの取組を始めております。

1つ目は、「My SDGs」活動です。

職員一人一人がSDGsの目標を設定し、その目標に向かった取組を行うものでございます。

2つ目は、「SDGs宣言」として、

庁舎玄関にSDGsへの役場の取組姿勢を明記したボードを設置するとともに、各課で毎年定めております業務目標に応じたSDGsの目標を設定し、そのマークを役場内の課名表示板に併せて表示し、カウンターにも業務目標と併せてマークを表示しております。

3つ目は、「役場SDGs」です。

これは、役場も一つの事業所として、共通のSDGs目標を定めて、その解決に向けた取組を行うものです。

設定したSDGs目標は、3番目の「すべての人に健康と福祉を」と12番目の「つくる責任、つかう責任」、14番目の「海の豊かさを守ろう」の3つでございます。

「プラスチックごみ削減の推進」や「ペーパーレス化の推進」「健康経営の推進」に取り組んでおります。

具体的には、マイボトル運動として、マイボトルの持参と会議等でのペットボトルのお茶の提供自粛や会議等の案内する際、電子メールで送付するなど、取り組んでおります。

また、町が作成する各種資料などには、当該事業に関連するSDGsのマークを配置するなど、この事業が何を指すものなのかを意識できるようにしております。

これらの取組につきましては、住民の皆様方の御協力が必要なものでございますので、皆様方の御理解と御協力を引き続きお願いするものでございます。

先般実施いたしました住民意識調査では、住民の皆様のSDGsの認知度は約45%でございました。町では、さらに住民の皆様への浸透を図るため、昨年12月には、小西美術工藝社の社長であるデービット・アトキンソン氏をお招きした「SDGsまちづくりフォーラム」を開催し、SDGsを念頭とした今後のまちづくりについて学ぶとともに、広報紙において、SDGsと町の取組について御紹介をさせていただきました。

今後でございますが、SDGsを原動力にまちづくりをさらに進めるため、現在、策定作業を行っております。若狭町総合計画の中期基本計画にSDGsを取り入れてまいりたいと考えており、この中で、分かりやすい町民共通の目標を定めてまいりたいと考

えております。

具体的には、策定を行っていただいております策定委員の皆様の御意見などを施策としてまとめる過程で、その施策について、SDGsの目標を位置づけるとともに、各施策全体を網羅する基本戦略や重点的に取り組むべき施策、事業についてもSDGs目標を設けます。

このうち、基本戦略につきましては、町民の皆様にも分かりやすい形でお示しをし、SDGsの目標を設定していくとともに、行政内部、住民の皆様へと順次、理解を促進しながら、まちづくりの中でSDGsを取り入れてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

職員一人一人が行う「MySDGs」活動と各課で毎年定めている業務目標に応じたSDGsの設定について、もう少し詳しい説明と、SDGsの目標をどのように定住促進につなげるのかを伺いたしたいと思います。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、職員のSDGsに関する活動の詳細などにつきましてお答えいたします。

まず、「MySDGs」についてでございますが、各職員が17のSDGs目標から幾つかを選択し、それぞれ選択した目標に向かって、公務やプライベートを問わず、どのような活動を行うかを決め、目標達成に向かって実践するもので、会計年度任用職員を含めた役場職員360名が取組を行っております。

例えばでございますが、SDGs目標の3番「すべての人に健康と福祉を」を選んだ職員は、その活動内容として、「毎日一万歩を歩く」などと宣言し、朝夕にウォーキングをし、健康づくりに励んでおります。

また、6番の「安全な水とトイレを世界中に」を選択した建設水道課の職員は、「持続可能な上下水道のための料金収納率の向上」を宣言し、日々、収納率の向上に工夫を凝らし、業務に携わっております。

それぞれ職員は、選択したSDGs目標に応じたマークを名札に貼り、ふだんからSDGs活動を意識するようしており、職員それぞれがSDGsに関して理解を深めるとともに、職務の向上や社会貢献などの効果が得られるものと考えております。

次に、各課の業務目標とSDGsを連動した「SDGs宣言」についてでございますが、各課では、年度始めにそれぞれの業務に目標を定めることとなっており、この目標に応じたSDGsの目標を設定するものでございます。

例えば、政策推進課では、業務目標として、「次世代が暮らしやすいように」「地域の経済がまわるように」「みんなが協力し合えるように」の3つを掲げており、これに対して、SDGs目標の7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、8番「生きがいも経済成長も」、11番「住み続けられるまちづくりを」、17番「パートナーシップで目標を達成しよう」を設定しております。

それぞれ設定したSDGs目標のマークを課名表示板に表示するとともに、カウンターにも業務目標とマークを掲示しております。

この取組により、来訪者に対して、各課がどのような姿勢で業務を行っているのかを明示するとともに、職員それぞれが課の目標に対して、意識を統一し、業務に携わることで、職務へのモチベーション向上と成果の最大化が図られます。

若狭町に課せられている最大の課題であります「定住促進」については、町が将来にわたって成長力を確保することが大切であると考えております。

そのためには、人々が安心して暮らせる持続可能なまちづくりと地域活性化が重要であり、特に暮らしの基盤の維持・再生を図ることが必要となっております。

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念に基づき、目標に沿ってまちづくりを進めることにより、暮らしの基盤を維持・再生し、政策全体を最適化させることで、地域の課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生、そして、定住促進がより一層充実し、深化につなげられるものと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

先ほどありました、「プラスチックごみ削減の推進」「ペーパーレス化の推進」と「健康経営の推進」の取組の状況について伺います。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、役場におけるSDGsの取組につきましてお答えいたします。

役場では、今年1月より、「役場SDGs」として、役場も1つの事業所として、

「プラスチックごみ削減の推進」「ペーパーレス化の推進」「健康経営の推進」に取り組んでおります。

まず、「プラスチックごみ削減の推進」については、若狭町でも海岸漂着ごみの問題が深刻化しており、海岸清掃に多額の費用が発生しております。

そこで、この問題に対応するため、SDGs目標の14番「海の豊かさを守ろう」を選択し、ペットボトルの利用削減の取組を始めました。

具体的には、「マイボトル運動」として、職員は水筒などのマイボトルを持参し、ペットボトルの利用削減を行っております。

また、町が主催する会議などでは、お茶等の提供を控えさせていただいており、会議の通知において、参加者に、お茶等の提供自粛とマイボトルの持参をお願いしており、マイボトル運動への理解と協力を呼びかけているところでございます。

次に、「ペーパーレス化の推進」についてでございますが、役場では、文書や資料などに年間大量の紙を使用しております。紙の製造は、森林伐採から始まっており、過剰な伐採は森林破壊となり、生態系の維持やCO₂の吸収、さらには自然災害にも影響します。

そこで、役場では、12番の「つくる責任、つかう責任」を選択し、紙の使用量削減に取り組んでおります。

以前からミスプリントの再利用の取組は行っておりますが、新たに会議等の案内を電子メールで送付する取組を始めました。

それぞれの会議に参加していただく皆様には、事前にメールアドレスを把握させていただき、会議の日時、場所等をメールで送付するもので、紙の削減効果のみならず、郵送に替えてのコスト削減や業務改善による効率化が期待できるとともに、参加者側としても、スマートフォンなど手元に通知が残るため、開催内容の確認にも便利になると考えております。

国では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、「押印削減」などペーパーレス化が進められており、今後、町におきましても、会議資料など、順次、ペーパーレス化に取り組んでまいりたいと考えております。

一方でコンピューターやスマートフォンに不慣れな住民の皆様もいらっしゃいますので、バランスを見ながら進めてまいりたいと思っております。

次に、「健康経営の推進」についてでございますが、行政運営を進めるには、組織の活力を高めること、生産性を高めることが重要であり、そのためには、職員個々の健康が重要であります。

そこで、SDGs目標の3番「すべての人に健康と福祉を」を選択し、職員の健康づくりを推進しております。

具体的には、職員にウォーキング等の「健康アプリ」を導入することを促し、健康意識の向上を図っております。

また、庁舎内での内線通話を極力控え、出向いて対面での会話を優先することを進めております。

これにより、運動量が増えるとともに、対面することにより、職員間のコミュニケーションの向上、業務の充実が期待できると考えております。

これら「役場SDGs」については、毎月、実施状況をチェックし、役場内で公表することで、意識の高揚と改善を進める仕組みとしております。

取組が始まって2カ月余りでございますが、「マイボトル運動」については、ほぼ実施できており、ペーパーレス化や健康づくりについては、コロナ禍の影響もあり、実績は少ない状況ですが、これから本格的に進めていく予定でございます。

今後、さらなる向上に向けて、職員一丸となって取り組むとともに、SDGsの理解促進と普及を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

SDGsの先駆けとなったのが2000年に国連で採択されましたMDGsで、それは途上国向けの目標で、気候変動や格差是正、貧困の問題など、国と国とを対象としたものでした。それが2015年のこの今、SDGsに引き継がれ、バージョンアップされて地球規模の協力関係が必要となりました。

行政機関など公的機関の努力だけでは、広範囲な課題に対してSDGsの目標の達成は難しく、各個人はもちろんのこと、経済を主導する会社などの企業の参加がとても重要と考えますが、若狭町はどのように考えているのか、そして、どうするのかを伺いたいと思います。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、辻岡議員の御質問にお答えいたします。

SDGsは、「経済」「社会」「環境」の3つの側面の密接なつながり、バランスが

とれた社会を目指し、行政のみならず、住民、地域、事業者など、多くの皆様の力を合わせる事が重要と考えております。

特に議員御指摘のとおり、現在、グローバル化やカーボンニュートラルの時代であることから、企業や事業者の皆様の参画、そして、SDGsの付加価値をさらに利活用していただくことが大変重要であると私も認識をしております。

事業者の皆様がSDGsに取り組むことで、SDGsの推進力がさらに増すとともに、SDGs達成に向けたそれぞれの活動の中で、新たなビジネスの創出、マーケットの拡大により、事業者の成長も期待できます。

町内においても、既にSDGsに積極的に取り組んでおられる事業者の皆様もおられます。公民連携の観点からも、事業者とタッグを組み、SDGsの推進を加速するとともに、目標達成に向けて一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

また、個人や事業者の取組とともに、地域での取組も重要であると考えております。

それぞれと協調した取組につきましては、政策推進課長から答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、事業者や地域住民のSDGsへの参画につきましてお答えいたします。

町内には既にSDGsに積極的に取り組んでおられる事業者がございます。例えば、若狭テクノバレーで自動車部品を製造する「エイダブリュ工業・若狭」においては、小学校に出向き、製造工程の技術を応用した「からくり人形」の授業を行うなど、SDGs目標番号4番の「質の良い教育をみんなに」の目標に向けた取組を行っております。

また、金型を製造する「放電精密加工研究所」においては、廃棄物質から新たな材料を生み出す機械装置の製造を行うなど、12番の「つくる責任、つかう責任」に取り組んでおられます。

また、14番の「海の豊かさを守ろう」を目標に、漁師仲間でグループを組織し、素潜り漁による海産物の販売を行い、その収益の一部を海の生態を維持する活動に還元する取組が生まれているなど、SDGsにより新たなビジネスも生まれています。

町では、このようなSDGsに取り組む事業者等を広報紙で紹介する機会を設けるとともに、町内事業者に対して「ふくいSDGsパートナー」への登録を推奨するなど、SDGsへの理解促進と参画事業者の拡大を図ってまいります。

また、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、新しいビジネスをSDGsの目標達成に併せて行う事業者等を支援する「SDGs地域経済好循環補助事業」を令和4年度

に創設する予定で、SDGsの理念を基に地域経済の活性化及び成長を図ってまいります。

また、町長の答弁でもございましたように、地域づくりでの展開も重要と考えております。

町内11の地域づくり協議会におきましては、それぞれ地域の活性化に向けて積極的に活動されております。

しかし、人口減少等により、地域においても様々な課題が発生しているのが現状でございます。

そこで、地域の課題を再確認し、課題解決に向けた取組をしていただくとともに、それぞれの地域の特性を磨き、活かしていただく原動力として、SDGsを導入し、目標を定めて、地域一丸となって取り組めるよう進めてまいります。

そのために、これまでの地域への交付金制度を見直し、SDGsの目標を定めた課題解決や特性を生かす取組に対して補助する「SDGs地域づくり交付金」を令和4年度に創設する予定でございます。

今後は、SDGsに積極的に参画する事業者、団体、地域を応援する仕組みを構築するとともに、住民や地域、事業者など、多くの皆様が協働してSDGsに取り組んでいただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

「ふくいSDGsパートナー」と令和4年度に創設する「SDGs地域経済好循環補助事業」について、「SDGs地域づくり交付金」がどのようなものなのかを伺いたいと思います。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、福井県のSDGsの取組、そして、町の新たな補助制度につきましてお答えいたします。

最初に、「ふくいSDGsパートナー」についてでございますが、県においてもSDGsの推進に向けて様々な取組を行っております。

県では、独自のSDGs活動コンセプト「未来のために～次の世代に選ばれる福井へ

～」を掲げ、未来を担う子どもや若者、子育て世代に、福井の良さを継承するとともに、自分らしくチャレンジできる地域社会の実現に向けた取組を行っており、昨年5月には内閣府の「SDGs未来都市」に選定されております。

この選定に当たっては、福井県の日本一の教育力を基にそれぞれの分野での人材育成に力を入れていることや、令和2年8月に創設した「福井県SDGsパートナーシップ会議」の取組が評価されたものでございます。

「福井県SDGsパートナーシップ会議」は、SDGsの理念に沿いながら、持続可能な地域・社会づくりを、全県一体となって進めるため、企業や団体、教育・研究機関、NPO、自治体などの多様な主体が参画する官民連携の組織で、福井県版のSDGs公式ロゴマークの「ジュナナ」をシンボルとして、フォーラムの開催など、理解促進、普及活動を行っております。

参画する企業・団体等は「ふくいSDGsパートナー」として登録する仕組みとなっており、登録されたパートナーには、SDGsの達成に資する活動を主体的に実践するとともに、それぞれのネットワークを活用して活動の幅を広げているところで、若狭町内では、現在、9団体が登録されております。

次に、町のSDGsに係る新たな補助制度について御説明いたします。

最初に、「SDGs地域経済好循環事業」についてでございますが、近年、SDGsの推進に伴う民間投資の拡大、経済の成長が進んでおります。

また、新型コロナウイルス感染症の予防により、企業のビジネス方式や働く人々の生活様式が新しい形に変化するとともに、健康志向が高まるなど消費の状況も変化しております。

そこで、このような社会変化や新しい生活様式に対応し、SDGsの目標達成に向けたビジネスを支援することにより、新しい産業の創出と生産性の向上を促進し、地域経済の活性化を図るため、令和4年度の国のコロナ臨時交付金を活用して「SDGs地域経済好循環事業」を創設させていただきます。

この事業は、町内でウィズコロナ、アフターコロナに着目した新しいビジネス創出を図る事業者を対象に、SDGsの目標を掲げ、「経済」「社会」「環境」の3つの側面で事業を実施することなどを要件にして、設備投資などに対して、補助率80%、1,500万円を上限に補助し、支援するものでございます。

これにより、町民の所得の向上や若者などのビジネスチャンスの拡大、地域のにぎわいが創出され、若者が活躍できる風土となり、定住の促進が図られる、そして、SDGsに基づく社会課題の解決に導く「好循環」が生み出されることを期待でき、将来も住

み続けられる、心豊かな暮らしの実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、「SDG s 地域づくり交付金」についてでございますが、町では、協働のまちづくりを推進する中で地域づくり協議会の活動を支援しております。

現在、11の地域づくり協議会を組織いただき、地域の皆様の力で地域の特性、実情に応じた地域づくり、地域の活性化に取り組んでいただいているところでございます。

しかし、近年、人口減少が進み、担い手不足などが深刻化するなど、各地域においては様々な課題が発生し、時代も変化する中で大きな転換期を迎えていると感じております。

そこで、これまで各地域づくり協議会を応援してまいりました「若狭町みんなで創る地域づくり交付金」に替えて、令和4年度からは、地域住民が共通の目標を共有し、地域の課題解決と地域特性の磨き上げを強化する「SDG s 地域づくり交付金」を交付させていただきます。

この交付金は、地域において、それぞれの現状・課題を確認していただいた上で、その解決に向けた取組を展開していただくもので、「持続可能な地域のあり方」をSDG sの目標を基に、地域住民の皆様でしっかりと議論いただき、その目標達成のために実施する事業に対しまして補助するものでございます。

それぞれ実施事業に応じて補助金を加算する方式で、世帯数や人口に応じて上限を設けさせていただきたいと考えております。

これにより、地域住民は、共通したSDG s目標を掲げ、この目標を共にし、課題や特性を明確にして、何のための地域活動を行っているのかを実感しながら取り組めることになり、時代に応じた持続可能な地域づくりが進められるものと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

このSDG sの取組にペナルティはありませんが、これからは、それに取り組みない組織、団体、そしてまた、会社などは、社会的な拘束力により、取り残されていくというリスクが発生すると考えられます。SDG sの目標を解決するために、社会経済活動は環境を基に成立しているということを念頭に、環境、人権、経済などについて、将来の自分たちのために何が必要なのか、行動していかなければいけないと思います。

そして、言行一致するように、真面目に取り組む必要があると思います。

若狭町は、率先してSDG s活動に取り組んでいくということで、私個人としても大

変うれしく思っております。どうか町全体としてSDGsの達成に努力していただき、夢のある持続可能な若狭町をつくってもらいたいと思います。私も自分にできることから行動していきたいと思っております。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

1番、谷川暢一君。

谷川暢一君の質問時間は、11時40分までとします。

○1番（谷川暢一君）

よろしくをお願いします。

それでは、通告に基づき質問させていただきます。

まずは、若狭広域行政事務組合可燃ごみ中継施設稼働後の運用について質問いたします。

令和5年度より予定されている、高浜町に新設される可燃ごみ焼却施設の稼働に伴い、我が若狭町の日笠区において、その焼却施設に搬入される前のごみを一旦収容しておくための可燃ごみ中継施設が新設され、運用が開始される予定となっております。

これに伴い、上中地域においては、現時点では埋立てごみとして収集されている大半のプラスチックごみが可燃ごみとして収集されることになるかと聞いております。これにより可燃ごみの量は格段に増えることが予想されます。

また、中継施設に搬入される可燃ごみは、三方地域で収集されるものと若狭町と小浜市の一般世帯からの持ち込みのもののみで、上中地域で収集された可燃ごみは、直接、高浜町の焼却施設に搬入されることになっていると聞いております。これにより焼却施設への運搬時間は現在の2倍近くかかることが予想されます。

そこで、質問です。

上中地域の可燃ごみ収集作業は、その量も時間もコストも大幅に増大することが予想されます。そのしわ寄せとして、一般世帯へのごみ収集日程に影響が出ることや収集業者への過度の負担増につながるようなことになれば、それは持続可能な取組とは言えません。そのおそれはないでしょうか、どういった対応を考えておられるのか、見解をお

伺います。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、谷川議員からの御質問にお答えをいたします。

まず初めに、可燃ごみ中継施設につきましては、関係地権者の皆様、また日笠区の皆様に多大なる御理解をいただき、関係用地の取得をさせていただきました。改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

現在、造成工事の発注事務を進めており、令和5年度稼働に向けて事業を推進しております。

また、担当者レベルによるワーキング会議や担当課長会議により、ごみの分別内容や持込料金等につきまして検討を進めております。

谷川議員御質問の一般世帯へのごみ収集日程等の影響につきましては、若狭広域行政事務組合の可燃ごみ処理における大きな変更点は、これまで上中地域で埋立てごみとして分別収集をしておりました、プラスチック類が燃えるごみに変更になることが挙げられます。

これらのごみにつきましては、毎週水曜日に収集しておりましたので、上中地域全体として、収集日程の変更等が生じると思われますが、できるだけ一般世帯の収集の負担にならないよう検討を重ねてまいりたいと考えております。

今後、新たな収集の日程等が決まりましたら、住民の皆様に丁寧に周知をしてまいりたいと考えております。

また、廃棄物処理を広域化する大きな目的の一つは、行政コストを削減することにあると考えます。

焼却施設を集約することにより、高浜町以外の構成市町は運搬距離が延びることになります。このことから、収集運搬を委託しております業者様には負担の増加が考えられますが、収集日程や収集ルート等につきまして協議をさせていただき、できる限り過度の負担とならないよう検討を重ねてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

上中地域の可燃ごみ収集作業は、その量も期間もコストも大幅に増大することが予想

されます。ごみ行政全体のコスト削減が広域化の目的とのことですが、可燃ごみに関しては、様々な面での負担の増大のおそれがあるように思われます。その影響が住民サービスに及ぶことがないようお願いいたします。

では、次です。

そもそも、近隣住民にすれば、予算に対する規模や将来にわたっての管理コスト等、諸事情あるとはいえ、焼却施設から最も遠い自治体にできる中継施設であり、小浜市の一般持ち込みにも対応する施設であるのに、なぜ若狭町内全域の可燃ごみが搬入可能な容量での計画ではないのか、甚だ疑問は残りますが、それならば、運用開始後の稼働実績において検証を行い、もし容量に余裕が見られるような場合は、早期に運用の見直し等を行うことは考えておられるのか、見解をお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

現在、中継施設の施設規模や運用内容につきましては、これまでの構成市町の搬入実績等により計画をしております。

運用開始後の中継施設へのごみの搬入量や一般世帯からの持ち込み台数などにつきましては、分別内容の変更や搬入場所や運搬処理の変化により、どのように推移するか、予測が難しいのが現状でございます。

このことから、今後の搬入実績から検証することは必要であると考えておりますが、まずは、運用開始後の搬入状況を見極めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

運用開始前の予想は難しいことはよく分かります。まずは、状況を見極めるとのことですが、状況によっては、早期に検証及び見直しができる体制であることが大事かと思えます。

それでは、次の質問です。

平成31年4月に改正施行された条例により、町有施設及び町立学校施設の使用料が若狭町民であるか否かにかかわらず、一律に徴収されることとなって3年が経過しました。住民からは、町の財政状況を考慮して一定の理解を示す声もありますが、一方で、多額の費用を要して整備・管理・運営する施設については、使用してもらってこそのも

のであるのに対し、使用料について、町民の優遇措置がないことは、町民や子どもたちの文化・スポーツ事業振興や健康促進の妨げになっているという意見や、100円、200円程度の使用料徴収に納付書を郵送し、また、金融機関を通して振り込むという方法は利益になっているのか、そういうところは本当に節約すべきところなのかなど、不満の声も聞こえてまいります。

そこで、質問です。

条例改正前と条例改正後の徴収使用料や使用回数人数等の細かなデータを基に比較検証作業を実施し、条例改正の効果を精査する必要があるのではないのでしょうか。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、谷川議員の2つ目の御質問にお答えをいたします。

まず、現在、取り組んでおります若狭町の行財政改革におきましては、町民の皆様方に御理解と御協力を賜っておりますことに、この場をお借りして感謝を申し上げます。

施設使用料の算定基準につきましては、平成27年2月の若狭町施設使用料適正化検討委員会の中間報告を基礎として、平成30年3月に策定した「若狭町行財政改革プラン」において、適正な財政運営を推進するため、重点推進目標の一つに受益者負担の適正化を掲げ、使用料の見直しを図ることといたしました。

若狭町におきましても、人口減少や少子高齢化の進展により、将来の財政規模の縮小が予測されており、次世代に大きな負担を残さないためには、町民にとって真に必要な公共施設を確保するとともに、町施設の利用者に対して一定の受益者負担を求めることによって、施設を適正な状態で維持し、質の高い行政サービスを提供していく必要があると考えております。

施設使用料の徴収は、町施設を利用する方、しない方の負担の公平性を考慮したものでございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、条例改正後の詳細につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、谷川議員の御質問についてお答えいたします。

まず、条例改正前の平成30年度の徴収額としまして、教育施設使用料全体で1,468万円、条例改正後の令和元年度は1,888万7,000円で、420万7,000

0円の増額となっており、施設の維持管理費に充当させていただいております。

また、令和元年度の申請件数としましては、公民館で1,553件、学校施設で1,639件、スポーツ施設で1,665件となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年3月以降、施設の使用の制限をかけたことにより、十分な検証データとなってございません。

さらには、条例改正前においては、使用回数、人数等の実績を十分把握しておりませんでしたので、条例改正に併せ、使用実績を把握することとしております。

このようなことから、今後、新型コロナウイルス感染症の影響が収束しましたら、引き続き検証作業を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

使用回数・人数に関して、条例改正前の使用実績が把握できないというのはどうなのだろうと思いますが、教育施設利用料に関しては、約400万円強の増額というのは、この金額が多いのか少ないのかというのは、人それぞれの考えがあるのかと思いますが、コロナ禍の影響もある中、受益者負担という考えは一定の効果を上げているものと思われれます。引き続き、検証作業の実施をよろしく願いいたします。

次です。現在の施設利用申請は、紙の用紙に必要事項を記入し、記名押印の上、提出する。使用料の支払いは、前述のとおり、納付書を郵送で受け取り、金融機関からの振込という方式であります。施設使用料を何の優遇措置もなく使用者から一律に徴収するのであれば、せめてこういった住民にこれまで以上の負担を強いることになる施策に関しては、申請及び利用料や徴収方法等の非効率な部分を見直し、DX推進・行政サービスのデジタル化に先立ち、運用の効率化を図り、より利用しやすい方法を提供していくべきではないかと考えます。渡辺町長の施政方針にもありましたように、いち早いデジタル化の取組が必要な部門ではないかと思われれますが、いかがでしょうか、見解をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えします。

現在、管理人が常駐しない無人施設となる体育施設等は、教育委員会事務局窓口や電

話等にて施設の空き状況を確認していただき、予約していただいております。

また、管理人が常駐している学校施設、公民館等の施設は、各施設窓口や電話などで対応させていただいております。

その後、施設使用許可申請書を教育委員会事務局や各施設に提出していただき、施設使用後に使用日誌に利用人数等を記入していただいた実績に基づき、毎月、使用料の請求をさせていただいております。

なお、使用料徴収事務の効率化を図るため、定期利用団体につきましては、3カ月以上のまとめ払いをお願いさせていただいております。

現在、デジタル社会の実現に向けた取組として、福井県で運営しています「電子申請・施設予約サービス（ふくe-ねっと）」があります。一部の市町で利用されています。この電子申請・施設予約サービスは、パソコンやスマートフォン等から、時間や場所を気にせず、施設の空き状況の照会や施設の予約・変更・取消をすることができます。

このようなサービスの導入など、施設を利用される皆様の利便性と施設稼働率の向上を目指してまいりたいと考えております。

また、使用料徴収事務の効率化を図る取組としましては、近隣市町の状況や使用者のニーズも注視しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

こういった住民の負担増につながる事柄には、ただただ住民サービスの低下だと思われぬやり方を模索することが重要かと思えます。福井県運営の「電子申請・施設予約サービス（ふくe-ねっと）」があるとのことですが、早期の導入を期待します。

それでは、次の質問です。

文部科学省の事業で、教員の働き方改革の一環として、福井県では、2023年度からの休日の部活動の段階的な地域移行を進める方針を踏まえ、県内中学校の休日の部活動運営を地域のスポーツクラブなどに移行するモデル校が決められました。

鯖江市では、3校の5運動部をそれぞれの総合型地域スポーツクラブが担当します。

敦賀市では、4校の吹奏楽部を市民吹奏楽団のメンバーが指導に当たります。

また、美浜中ボート部は、県ボート協会が地元設立するジュニアクラブが受け皿となるそうです。

また、小浜市でも、モデル校の指定はありませんが、ある競技で民間のクラブチーム

を立ち上げ、土・日の中学生の部活動の受け皿となる取組が動き出しているそうです。
そこで、質問です。

若狭町立の上中中学校、三方中学校、それぞれ2校の部活動における外部指導者活用の現状と休日の部活動運営の現状をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、谷川議員の「中学校部活動の地域活動への移行」についてお答えします。

若狭町では、平成30年に、生徒にとっても、指導者にとっても、安全で充実した活動となるよう「若狭町部活動ガイドライン」を策定し、部活動の運営や指導のさらなる充実と生徒の健やかな成長を目指してまいりました。

部活動は、学校教育の一環として、知識や技能の習得だけでなく、学級や学年を離れて生徒が活動することにより、自主性や責任感、連帯感などを育成する場としても大きな役割を担っています。

しかし、全国的に少子化の進展により、生徒数や教員数は減少しており、また、学校の働き方改革の進展により、教員が勤務時間外に指導する現状につきまして改善が求められています。

現在、教育委員会では、持続可能な部活動の推進を図るため、部活動指導員の配置、休日の部活動、指導や運営に係る体制の在り方についての検討をしています。

また、このことについては、見直し中である「若狭町教育振興基本計画」の中にも明記していく予定でございます。

なお、町立中学校2校における外部指導者活用の現状と休日の部活動運営の現状につきましては、教育委員会事務局長より答弁させていただきます。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えいたします。

まず、若狭町立三方中学校、上中中学校2校の部活動における外部指導者活用の現状といたしましては、平成30年度から、国、県の部活動指導員配置事業補助金を活用し、教員に代わって部活動の指導を行い、教員の負担軽減を図ることを目的に部活動指導員を配置しています。

今年度につきましては、三方中学校では卓球部と全部活動の指導員として2名、上中

中学校では芸術部・吹奏楽部と全部活動の指導員として2名を配置し、部活動の指導を行っております。

また、平成29年度から県の地域スポーツ指導者配置事業を活用し、競技経験や指導経験の浅い顧問が担当する運動部活動等に、生徒の技術指導の充実を図ることを目的として、専門的な技術指導ができる地域スポーツ指導者を1週間に1回、2時間程度、顧問の管理下で配置しております。

今年度につきましては、上中中学校卓球部に1名配置し、技術指導を行っております。

次に、休日の部活動運営につきましては、「若狭町立中学校部活動ガイドライン」に基づき、土曜日及び日曜日の休日では、少なくとも1日以上を休養日としており、大会参加などで休養できなかった場合は、ほかの平日などに振り替えております。

この休日の部活動につきましても、部活動指導員が指導や大会の引率に従事し、教員の負担軽減を図っている状況でございます。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

現状、県の指導員配置事業補助金の活用や町のガイドラインに基づいて、様々な対策がとられていることと理解いたしました。

では、次です。

若狭町においては、県からのモデル校指定はありませんが、中学校部活動運営の地域移行という課題は、早急に取りかからなければならない重要課題であると思われまます。これから来年度以降に向け、どのように取組を進めていくおつもりなのか、見解をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、御質問にお答えいたします。

今年度より、全国各地域において、休日の部活動の段階的な地域移行や合同部活動等の推進に関する実践研究が実施されています。

県内では、議員の御指摘のとおり、今年度では、鯖江市、敦賀市、美浜町で実施をされており、令和4年度も引き続き実施されると聞いております。

この研究成果を普及することで、休日の地域部活動の課題を克服し、合理的で効率的な部活動の展開を図るものとされています。

先ほども少し説明させていただきましたが、見直し中である「若狭町教育振興基本計画」の一つの主要施策で、「中学校部活動の支援」として、「中学校部活動では競技経験や指導経験の少ない教職員が顧問を担当することがあるため、外部指導者の育成や地域クラブとの協力など、持続可能な部活動の推進を図ります。」と記載しております。

来年度から、この「若狭町教育振興基本計画」に基づき、国、県の支援策等の動向を注視しながら、検討し進めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

見直しされる「若狭町教育振興基本計画」に基づいて対応されるとのことでしたが、この問題については、教員の働き方改革・待遇改善に焦点が当たりがちですが、一番影響を受けるのは、その部活、その競技に真剣に取り組んでいる子どもたちではないでしょうか。

学校部活動から民間のクラブへの移行は、これから全国的に取組が進められていくことかと思えます。その移行期間には、様々な影響や弊害が起こることは、一見しようがないことのように思われるかもしれませんが、その当事者、小学生・中学生・高校生たち、また、その保護者の方々にとっては、一生に一度の大問題です。国からの指導、県の指針どおりだけではなく、子どもたちに寄り添った改革であるべきだと考えます。そういった配慮のある取組であることをお願いしておきます。

今回、私の質問の大枠で3つのうちの2つ、「可燃ごみ中継施設」と「中学部活動の地域移行」については、まだ取組前の施策です。なかなか具体的な回答をいただくのは難しいことは理解をいたします。

しかし、住民の方々には十分な御理解をいただいたつもりでも、いざ運用・取組が始まれば、それ相当の不満や不安、様々な不備・不具合といった問題点も浮かび上がってくるものと思われます。このそれぞれの課題につきましては、またの機会に状況をお伺いさせていただくことを申し上げておきまして、今回の私からの質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

4番、倉谷 明君。

倉谷 明君の質問時間は、12時16分までとします。

○4番（倉谷 明君）

老朽化する公共施設の整備計画とその進捗状況についてお伺いします。

先にお断りします。「一般質問通告書」に記載の順と異なる順で質問させていただきます。

高度成長期に造られたインフラや公共施設の老朽化によると考えられる事故がニュースなどで伝わってきます。

記憶に新しいところでは、昨年10月の和歌山市で紀の川に架かる水道橋の崩落や、2月には、島根県で町が管理する公園の鉄棒の握り棒が外れ、けがをした事故などの報道がされていました。

管理はしているが、点検が不十分だったとも言われています。結果、市民生活に甚大な影響を与え、被害を及ぼしています。

欠かせないのは、人間と同じように健康診断と治療ですが、全てを同じように更新するのは限界があります。実情に応じて絞り込む必要もあります。

平成28年3月に策定された「若狭町公共施設等総合管理計画」で十分検討され、盛り込まれていると思います。

計画から5年が経過しました。

その中で3点について進捗状況をお伺いします。

まず、1点目は、公共施設についてです。

住民の活動・交流の拠点となっています地区公民館・集落集会施設等では、耐震化が確保されていない施設もあります。

12月の補正予算で説明のありました三方就業改善センターの解体のように、時代の変化で利用頻度も少なくなったりして統廃合できる施設があると思われます。

西田公民館耐震補強のように、改修し使い続ける施設もあります。

また、施設の建て替えや移転などの計画にあがっている施設、地域の実情に応じた規模の縮小もあると思います。

長期的基本方針は、「若狭町公共施設等総合管理計画」や「行財政改革プラン」に記載されていますが、そこには、現在のインフラ施設（道路・橋梁・上水道・下水道）を全て保有し続けた場合、今後、2045年までの更新や建て替えに必要な更新費は、年

間平均15.2億円と推計され、過去のインフラ施設整備費に年間平均7.3億円の不足額が生じる可能性があるとして示されています。

それから5年以上経過していますし、新型コロナの影響で建設工事費、原材料などへの影響もあろうかと思えます。計画から5年経過した今、「総量の削減」を含めた公共施設等の見直しが避けられないと思えます。合併による重複施設の統廃合、ダウンサイジングといった政策など、この先の具体的な整備計画や不足分の財源の見直しなどをお示しいただきたい。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、倉谷議員から、公共施設の整備計画に関する御質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

若狭町公共施設等総合管理計画につきましては、老朽化が進む公共施設等の調査・分析を実施することで、財政健全化と計画的な更新費用の財源確保に資することを目的として、平成28年3月に策定をしております。

また、令和元年度、2年度には、公共施設のマネジメントの一層の推進を図るべく、保有する公共施設等の現状把握と課題抽出など、計画的な保全を積極的に行うための指標として、各個別施設ごとに具体的な対応方針を示した「若狭町個別施設計画」も策定をしております。

なお、若狭町公共施設等総合管理計画につきましては、策定後、一定期間が経過するとともに、昨年度、国のインフラ長寿命化計画が見直されたことを踏まえ、令和3年度中に計画を見直すこととされており、当町におきましても、現在、計画の更新作業を実施しているところでございます。

詳細につきましては、総務課長より答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、公共施設の整備計画に関することにつきまして御説明をさせていただきます。

現在、更新作業を行っております「若狭町公共施設等総合管理計画」につきましては、令和元年度から2年度にわたり策定した「個別施設管理計画」を反映するとともに、老朽化の状況や利用状況等をはじめとした公共施設等の状況整理及び維持管理、修繕、更

新等に係る中長期的な経費の見込み、充当可能な財源の見込みなどについて、各課ヒアリングの下、作業を進めており、今年度中には更新を完了する予定であり、不足する財源等についても結果を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、持続可能な運営をしていくためには、複合化や統廃合、譲渡や除却などによる総量の縮減が必要であると考えられます。直近では、令和元年度に「観光ホテル水月花」の売却、令和2年度に「旧佐久間記念館」、また、今年度に「三方就業改善センター」など、施設の除却を実施しているところでございます。

今後も、国・県・民間事業者との連携を通して創意工夫を図って取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。「若狭町公共施設等総合管理計画」は今年度中に見直し完了とのことですが、残りわずかです。期間にとらわれず短期間に集中して対応していく必要があると考えます。

2点目は、主要なインフラであるところの道路、橋梁の点検、改修計画についてお伺いします。

町道に架かる橋を専門業者の点検作業を何カ所かで見かけました。また、6月の補正予算で説明のありました神谷橋の改修工事も進行中であります。

生活道路の橋の欄干などが錆びているのを住民自ら補修している姿も見受けられました。ありがたいことです。

財政が厳しい若狭町において、今後も少子高齢化が進めば、職員や専門技術者の人員も少なくなり、必要な点検や修繕に支障を来すのではないかと心配されます。

富山市では、橋梁の撤去・維持のトリアージを行い、橋の選別をしていると報道されています。

町道10号線の整備ですが、国道27号線と303号線を結ぶ重要な基幹道路として整備を行うと6月の補正予算で説明がありました。しかし、冬季に閉鎖されている現状から、基幹道路としての位置づけに矛盾を感じます。基幹道路であるなら、除雪も必要です。10号線の重要性は否定しません。亀裂や損傷の状況から放置もできません。その道路の優先順位が本当に高かったかです。ほかにも同様に道路や橋梁で似たケースがあるのではないかと思います。老朽化した橋を閉鎖、撤去して迂回しても生活に大きな支障を来さない箇所もあるのではないのでしょうか。

○議長（今井富雄君）

飛永建設水道課長。

○建設水道課長（飛永浩志君）

それでは、道路、橋梁の点検、改修及び修繕計画の御質問に対しましてお答えをいたします。

道路、橋梁の改修及び修繕計画につきましては、片側1車線の主要町道を主として計画を策定しております。

まず、道路改良につきましては、国道や県道を結ぶ重要路線や要望のあった路線につきまして、重要度、交通量、通学路等を考慮し、計画を立てております。

次に、舗装改良ですが、片側1車線の主要町道の轍やひび割れ等、路面性状調査等を実施し、優先順位を立て、修繕を実施しております。

次に、橋梁の修繕計画につきましては、町内472の橋梁を5年に1回、点検が義務づけられており、現在、平成26年から始まった橋梁点検は2巡目の3年目となっております。

この点検では、判定をⅠからⅣと区分し、Ⅲ判定が5年以内に修繕、Ⅳ判定は即時通行止めとなっております。

現在まで、Ⅳ判定はなく、Ⅲ判定の5橋のうち3橋は修繕を実施済みですが、そのうちの1橋が現在実施中の神谷橋であります。

橋梁の修繕計画では、橋梁点検の結果を重視し、計画の優先順位を変動しております。

議員御指摘のとおり、今後の点検結果におきましては、判定が悪かった場合には、集落内での迂回が可能な橋梁につきまして、該当集落と相談、協議し、通行止め等も視野に入れ、対応、検討いたします。

次に、町道10号線におきましては、国道27号末野地係からゴルフ場入り口を経て国道303号新道地係までの延長約6キロメートルの町道でございます。

近年、県外車等通行量が増えており、最近では、車載ナビにも掲載され、関西方面より国道303号を通り三方五湖方面へ行くための重要な路線となっております。

町道10号線は、国道303号よりゴルフ場入り口までの約4.7キロメートルは県の事業により整備されましたが、国道27号からゴルフ場入り口までの約1.3キロメートルは未整備となっております。

平成22年度に県の事業が終了し、供用を開始しましたが、当路線は標高の高いところを通過しており、道路勾配がかなりきつくなります。冬季では、路面が凍結し、融雪装置もないため、冬季間は通行止めをさせていただいております。

国道27号からゴルフ場入口にかけては、正規の幅員が取れておらず、観光バスや大型自動車のすれ違いが大変危険となっております。

昨年度、当箇所におきまして、倒木があり、通行中の車両に直接激突し、幸いケガはありませんでしたが、車が廃車となる事故が発生しました。

当箇所は、生い茂った樹木の枝が車線まではみ出しており、また、当箇所は地盤も悪く、舗装が頻繁に剥がれ、路面の損傷も激しいことから、安全な通行に支障を来している状況でございます。

町道10号線は、冬季間こそ通行止めとしておりますが、春から秋にかけては、熊川宿と三方五湖を結ぶ誘客には欠かせない重要な町道と捉えております。

観光客はもとより、住民が安全・安心に通行できるよう、当路線の未整備区間の改良に着手しておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。町道10号線の倒木での事故があったことは知りませんでした。ほかの事例を調べてみますと、事故が予見できたかではなく、予見できるチェック体制であったかが問われていることのようにです。

自然林の場合、管理者の意識が向いていないこともあろうかと思えます。構造物以外のパトロールも強化いただきたいところです。

道路、橋梁については、なくなれば不便、あれば便利、しかし、利用頻度が低い。それらが老朽化すれば、維持管理費、修繕費もかさみます。町の道路や橋梁は、必要性も含め整備計画の見直しを早期にお願いします。

次は、上下水道についてです。

令和2年3月編集の「若狭町上下水道ビジョン」にも、上下水道ともに施設の老朽化や前回の事業計画の遅れ、財政計画の不備などがあったと報告されています。

上下水道は最重要ライフラインの一つであります。過去には台風で施設の水没や土砂崩れで被災しています。給水車も納入されましたが、これは災害時の急場しのぎの装備です。災害に強い強靱な施設にする必要があります。

そこで、冒頭にも触れましたが、和歌山での事故を受けての緊急点検は実施されたのでしょうか。

定期点検方法の見直しは図られましたでしょうか。

また、災害に対して脆弱な箇所は把握されていますでしょうか。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えいたします。

若狭町では、施設の老朽化や人口減少、また、台風や地震などの災害に対応していくため、20年間の中長期的な視点に立った「若狭町上下水道ビジョン」を策定し、現在、事業を展開しております。

そうした中、昨年10月に発生をいたしました和歌山市での水管橋の崩落事故につきましては、同じ水道事業を預かる者として、大変ショッキングなニュースでもありました。私といたしましても、改めて施設の点検を含めた対応について確認をさせていただいたところであります。

上下水道事業は、私の政策推進の方針であります「将来も住み続けられるまち」で「心ゆたかな暮らし」を実現していくためには、なくてはならないライフラインであり、今後とも町の重要施策として位置づけて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、建設水道課長より答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

飛永建設水道課長。

○建設水道課長（飛永浩志君）

それでは、私のほうから詳細につきましてお答えをいたします。

町では、上下水道ビジョンを策定するに当たり、水道施設を総点検し、災害などに対する脆弱箇所も含めた状況を把握させていただいております。

そして、その結果を踏まえ、緊急度や重要度を加味し、更新計画を立て、順次、更新工事を進めさせていただいております。

御質問の緊急点検につきましては、和歌山市での事故を受け、国からの緊急調査があり、水管橋を中心に実施し、報告をさせていただいております。

点検結果につきましては、従来から把握している状況と大きく変わってはならず、これまでどおりの更新計画に基づき、工事を順次、前に進めております。

参考までに、河川に架かる水管橋工事につきましては、熊川の綿谷橋水管橋と安賀里川水管橋の更新をそれぞれ令和4年度に実施いたします。その後、瓜生橋水管橋の更新も計画しております。

また、三方地域では、ハス川、観音川、今古川、大谷川、それぞれの道路橋に添架し

ております老朽化した水管橋の更新も順次、実施しております。

今後も日々の業務の中で施設の状況を的確に把握しながら対処してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。水管橋は緊急点検では特に異常が見受けられず、計画どおり順次更新されていくとのこと、安心しました。

令和2年12月、町の広報にも特集で詳しく状況を説明されていまして、令和3年4月から上下水道料金が改定され、30%の値上げとなりました。

令和8年をめどに料金の検討をする旨と、今後20年を見通すと、2倍程度にする必要もあるとありました。

週刊誌にも、ある法人が全国の市区町村などの水道事業者約1,200事業者の25年後の水道料金を算出した結果が掲載されていました。

そこには、若狭町の水道事業は、水道料金の収入だけで運営し、赤字にならない料金は、25年後には町の試算と同じくほぼ2倍でした。

上昇率では、全国で100位くらいです。

公営企業会計化され、独立採算が原則となり、国の支援は望めなくなります。

また、人口減少や節水などで水道料金収入は平成21年以降、減少傾向です。

さらに減少が予想され、試算時以上に大変厳しいものになることは容易に想像できません。今後の料金値上げは致し方ないと考えます。

そこで、厳しい財政の中ではありますが、集落管理の簡易水道の安定供給、管理体制強化の計画の前倒しはできないものでしょうか。

何カ所か水源や貯水池を見てきましたが、伏流水が水源であったり、RC製、補強コンクリートですね、その水槽を使用しているところがあります。素人目にも災害に強いとは思えませんでした。

○議長（今井富雄君）

飛永建設水道課長。

○建設水道課長（飛永浩志君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

町では、上下水道ビジョンの中で、水道施設の老朽化による更新需要に対しまして大きな事業費を見込んでおります。

そして、それに対応していくため、住民の皆様の多大なる御理解と御協力をいただきまして、令和3年度から上下水道料金を値上げさせていただきました。

また、議員の御指摘のとおり、現在、集落で管理をいただいております水道施設の老朽化も顕著となっており、上下水道ビジョンの中においては、集落管理の水道施設についても、「安全な水道の安定供給や維持管理の一元化による監視体制の強化」を目的として統合していく計画としております。

具体的に言いますと、以前から施設統合の要望がありました倉見・杉山区の水道施設の統合につきまして、できるだけ早期に進めていくため、ビジョンの第1期の中で事業に着手する計画としており、倉見区は令和7年度から、杉山区は令和8年度からの統合を目指し、現在、それぞれ地元との協議など準備を進めております。

また、向笠区の水道施設の統合につきましては、向笠区へ送水するために、松尾山浄水場の施設能力を增強した後、ビジョンの第2期におきまして、事業に着手する計画としております。

なお、令和4年度の当初予算におきます集落管理の水道施設の統合に向けた取組としましては、三十三地区低区配水池の增強を含む更新工事、そして、倉見区の統合に向けた実施設計に係る予算を計上しております。

今後におきましても、計画どおりに統合事業が進みますよう御支援賜りますようお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。施設の統合に向け、地区の要望にも早期に応えられるようよろしくお願いします。

水道法が改正され、水道事業が公営企業会計化へ移行されますが、この改正には水道の基盤強化が目的と聞きます。

しかし、この法改正、政府としては、水道の民営化も可能として、競争が生まれ、地域格差の縮小を目指しているようですが、人口が少ない地域はさらに一人一人の負担が高くなります。

若狭町では民営化は難しいと思いますが、一般会計からの繰入金がないと仮定しての運営は可能なのでしょうか。

○議長（今井富雄君）

飛永建設水道課長。

○建設水道課長（飛永浩志君）

それでは、御質問にお答えいたします。

若狭町上下水道ビジョンの財政シミュレーションでは、策定時点におけます今後20年間の人口減少による料金収入の減少、そして、施設の維持管理や大規模更新のコストなど必要な経費を見込みますと、上下水道料金はビジョン策定時点の1.8倍から2倍以上にする必要があるという結果になりました。

しかしながら、急激な料金上昇につきましては、住民に大きな負担を強いることになることから、一般会計からの補助、いわゆる繰入金を調整することにより、段階的に料金を改定することとしております。

議員御質問の「一般会計からの繰入金がないと仮定しての運営をしていく」とした場合は、現在の数倍以上の相当に高い料金設定が必要になると考えられます。

そうしたことから、今後につきましても、町の財政状況も十分考慮しながら、算定しております上下水道ビジョンで定める繰入れを基準としつつ、経費の節減に努めるとともに、施設更新などの建設事業におきましても、地方交付税措置のある有利な起債を活用するなど、水道事業を適切に運営していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。施設の更新には、国や県からの交付金も活用し、住民負担が重くならないように進めていただきたいです。

将来、近隣市町を巻き込んだ河内川ダムの水源を利用しての広域での水道事業の統合や民営化の可能性はあるのでしょうか。その場合、県や国への整備を要望できる手だてはありますでしょうか。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えいたします。

水道事業の広域化につきましては、スケールメリットを生かした経営の安定化などを図るため、国は、都道府県を中心とした検討体制の構築を求めるなど広域化を推し進めております。

しかしながら、上下水道事業につきましては、地形的な問題や自治体ごとの料金の格

差、また、施設の老朽の度合いの違いなどもあり、議員の御質問の中にもあります「河内川ダムの水源を利用し、近隣市町を巻き込んだ統合」などを含め、配水エリアの統合を進めていくというハード面における他市町との広域化につきましては、課題がたくさんあると考えております。

若狭町といたしましては、まずは、上下水道ビジョンでお示しをしている町内における広域化として、町内の小規模な水道施設の統合を進めていくことを考えております。

なお、現在、福井県でも、県が主導となって、「水道広域化推進プラン」の策定に向けた検討会が持たれており、その中で、県が主導権をもって、他市町とのソフト面を含めた広域化の協議が深まる方向に進んでいくことになれば、若狭町も検討してまいりたいと考えております。

また、水道事業の民営化につきましては、上下水道ビジョンの中で、「上下水道事業は自治体が責任をもって実施していく事業と認識した上で、職員が行うべき業務と外部に委託できる業務を整理し、民間的経営手法の導入を図っていく」としており、水道事業の全てを民間に委ねていくことは、現時点では考えてはおりませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。若狭地域の地形的な問題からも広域化は難しいことは想像できます。いろんな姿を模索して、長期に安心・安全な水道事業となるよう、「できることから」広域化へのアプローチをお願いしたいところです。

最後の質問になります。

下水道（公共下水道、集落排水）の料金体系についてですが、合併時から月額使用料（基本料金）を三方地域にあわせて安く設定されていました。上中地域が安くなっている苦言を言うわけではありません。

ただ、三方地域の漁業集落排水事業等の小規模な地域における処理施設運営については、修繕費用などの負担を別途徴収していました。ならば、下げずにこちらに一部でも充てるべきではなかったかと思えます。過去のいきさつについて蒸し返すことはしませんが、この別途徴収は継続しているのでしょうか。

同じ町に住んでいて、公共のところの水や電力、教育、医療などに差があるのと同じです。同じサービスを受けるのであれば、同一料金であるべきです。

ほかにも同様の仕組みがあり、地域で特別に徴収されている事業が継続しているので

あれば、撤廃していただきたいです。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えをいたします。

御質問にあります三方地域におきましては、集落単位で処理場が設置されている漁業集落排水処理地域などにつきましては、下水道事業の供用開始時からの地元との取決めにより、各集落の汚水処理に係る管理経費や修繕経費につきましては、それぞれの集落単位で御負担いただく体制をとってまいりました。

しかしながら、施設の老朽化に伴う修繕費用の増加や町内の他の処理施設と同様に、今後、大規模更新が見込まれることから、該当する地域の一部からは下水道事業の経営統合に対する要望が出てきております。

そこで、上下水道ビジョンでは、公共下水道事業、農業集落排水処理事業、漁業集落排水処理事業の3事業の会計を一体のものとして考え、そして、下水道会計の公営企業会計化と合わせ、会計を一本化していくこととしております。

現在は、令和5年度から下水道の会計統合に向けた準備を進めており、御質問の漁業集落排水処理地域の使用料や管理経費につきましても、対象の地区と協議し、下水道会計の一本化に併せ、使用料体系を統一することで進めておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございました。下水道会計の公営企業化に併せて使用料金体系も統一することで進めていくとのこと、承知しました。

今後も住民の方の御理解を得られる形での公共施設の維持管理を進めていただきたいと思います。

以上で、私からの質問を終わります。丁寧な御答弁、ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前11時51分 休憩）

（午前 0時57分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

2番、川島富士夫君。

川島富士夫君の質問時間は、1時57分までとします。

○2番（川島富士夫君）

こんにちは、公明党の川島です。一番辛い時間帯に入りますが、よろしく願いをいたします。

通告書に従い、大項目で3点、質問をさせていただきます。

1点目は「新型コロナウイルスワクチンの3回目接種について」、2点目に「若狭町におけるマイナンバーカードの取得状況について」、3点目に「地域づくり協議会について」でございます。

理事者の皆様におかれましては、誠意ある、また分かりやすい御答弁をよろしく願いいたします。

大項目の1点目「新型コロナウイルスワクチンの3回目接種について」お伺いします。

昨年の12月定例会の一般質問のときに、当時、本町でのコロナ感染者が何日も出ていなかったこともあり、淡い期待を込めて、「このまま終息に向かえばいい」と発言したんですが、さにあらず、年が変わってオミクロン株が猛威を振るう第6波に突入、全国では1カ月で200万人が感染するという驚異的なものとなりました。

福井県でも1月下旬から連日200人を超えるという事態に、本日も過去最多である559人の感染者が確認されております。本町にあっても、2月に入り、連日、感染者が発生しております。

新型コロナウイルスの特効薬であるコロナワクチンですが、1回の接種では不十分、2回接種することで新型コロナウイルスにかかりにくい免疫力を獲得できますが、その効果は短く、半年以内に3回目の追加接種をして抗体価（抗体量）を再度引き上げる必要があります。今、3回目接種が急がれている理由がそれです。

そこで、本町の3回目ワクチン接種の状況についてお伺いいたします。

まず、医療従事者、高齢者への3回目接種状況について、副反応等の有無も含めてお伺いします。

また、教員や保育士への優先枠などを設けているのかも伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染者につきましては、県内でも連日300人以上の報告が続いており、町内におきましても、新規感染者が先日、確認をされております。

また、新型コロナウイルスのワクチン3回目の接種につきましては、当町におきましては、2月5日から集団接種と個別接種を開始しております。

1回目、2回目同様に、医師や看護師、スタッフの皆様、また町民の皆様の御理解と御協力により、安全かつ迅速に接種が進んでおりますことを、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、一日も早い終息を願ってやまないところではございますが、当町におきましても、県の行動指針に基づき、感染対策の徹底と啓発を図るとともに、3回目のワクチン接種と併せまして、新たに5歳から11歳までのお子様の接種が始まりますので、引き続き、不安の解消に努め、丁寧な御案内の下、接種を進めてまいりたいと考えております。

なお、接種状況につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

山口保健医療課長。

○保健医療課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

現在、町全体の対象者の3回目の接種状況は、現在、4,805人で、接種率40%でございます。

医療従事者は昨年12月から、高齢者施設入所者及びその施設職員は本年1月から、65歳以上高齢者は2月から、順次、3回目接種を受けていただいております。

医療従事者で町内の医療機関で接種された方は252人、町内の高齢者施設入所者及び従事者384人が接種されました。

65歳以上の2回目接種終了者4,913人のうち、現在、2,915人、約59%の方々3回目接種を終えられている状況です。

一般の65歳以上高齢者向け集団接種については、2月5日から3月12日までの毎週土曜日にリブラ若狭と歴史文化館の2会場で受けていただいております。

接種予約人数から見ると、おおむね1、2回目の接種率と同様の率になると考えております。

これら3回目接種に当たっては、ワクチンの種類が1、2回目のファイザー社製と異なるモデルナ社製であり、いわゆる交接種となる方もおられます。

3回目集団接種会場での経過観察では、特に医療行為などを必要とする副反応は報告されておりませんし、帰宅後も、現在のところ、当町ワクチン接種対策室には重篤な症状は報告されていません。

次に、教員や保育士への優先枠についてですが、教育保育関係者が優先的にワクチン接種を行えるよう、当町では、教育、保育関係者には、接種券が届いた方から、高齢者枠のところに予約ができるよう御案内しており、申し出のあった方については、予約をさせていただいております。

県のほうでは、福井市のエルプラス、敦賀市のほうではプラザ萬象で優先接種枠を設定しております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。副反応などは報告されていないということですので、安心をしました。引き続き、丁寧な対応をお願いして、次の質問に移ります。

今後、3回目のワクチン接種が交互相種になるというお話でしたが、どうしても交互相種が嫌だという人にはどのように対応するのか。また、ファイザー社製とモデルナ社製ワクチンの振り分けについてはどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

山口保健医療課長。

○保健医療課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

当町では、ファイザー社製とモデルナ社製は、およそ半分ずつの割合で供給される予定でございます。

供給時期の関係上、高齢者施設入所者及び従事者、また、個別接種では、ファイザー社製のワクチンでの接種としております。

2月5日から始まりました3回目の集団接種は、ワクチンの供給時期によって、会場ごとに異なる予定です。

ワクチンの種類も併せて御案内をしております。

このように交互相種となる状況において、不安を感じられる方や、一方のワクチンを希望という方については、そのワクチンを選べるように、コールセンターやインターネット上で配慮した御案内をさせていただいております。

しかし、ファイザー社製もモデルナ社製も3回目接種後の抗体量は十分上昇し、感染

予防、重症化予防効果には大きな差はないとされています。

また、厚生労働省のワクチン部会では、交互接種となるほうが抗体量の上昇率は高くなるというふうに報告されております。

このような情報も接種券をお届けする際に同時にお知らせをして、ワクチンの種類を問わず、早期の接種が感染拡大を予防する重要な手段であることを広報しているところでございます。

また、先般、感染症の専門家である福井大学医学部の医師による「新型コロナワクチンの正しい知識や接種の大切さ」を一問一答形式で解説する動画を制作し、ケーブルテレビ及び町のホームページ、ユーチューブなどの投稿サイトなどにて放送、配信をさせていただいております。

これらの広報により、ワクチン接種に対する不安を少しでも解消できるように努めておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。ただいまの御答弁にもありましたように、3回目接種が交互接種になっても接種後の抗体量の量には大差はなく、むしろ高くなるという御報告もありますので、速やかな接種をしていただけるように広報活動をよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

これまで12歳以上に接種をしていたワクチンですが、1月に国の薬事承認がなされ、3月よりほとんどの自治体で5歳から11歳までのワクチン接種が開始されておりますが、本町の対応状況についてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

山口保健医療課長。

○保健医療課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

感染力の強いオミクロン株は、当町でも、子どもたちにも感染拡大が見られ、懸念をしているところでございます。

5歳以上11歳以下のコロナワクチン接種におきましては、本年1月、厚生労働省では、ファイザー社製ワクチンによる1、2回目の接種の特例承認がなされました。

当町では、2月16日に、接種対象者の保護者812人に対し、接種券と説明書、接

種希望調査はがきを送付して、希望のあった方318人（39%）に対して、予約日時をお届けし、該当の日に接種を受けていただくこととしております。

これらにより、当町では、3月13日から3週間ごとに5月15日まで、1回目と2回目の接種をリブラ若狭会場において接種を行います。

接種会場には、小児科医師を配置し、不安の解消に努めます。

一方、健康上の理由や副反応の心配から、接種できない子どもたちへの接種の強制や差別が起こらないように十分に配慮する必要があります。

今後も対象者や保護者の皆様が正しい知識が得られるように広報に努めてまいりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。予防接種法には「対象者は接種を受けるよう努めなければならない」とする規定があります。いわゆる努力義務というものですが、今回の5歳から11歳までのワクチン接種に限り、その規定を除外としています。保護者の同意が必要となりますが、子どもとよく相談をして判断してほしいとしています。ただ、その保護者の方が不安を感じてワクチン接種を見送ろうとしている場合もあるようです。本町もワクチンの安全性や有効性などを広く周知し、接種前後の相談体制にも万全を期していただけるようお願いをして、次の質問に移ります。

大項目の2点目、「本町におけるマイナンバーカードの取得状況について」質問します。

マイナンバーカードの普及については、国は、2022年度中に「ほとんどの住民がカードを保有」という目標を持って取組をしております。広報わかさ2月号には、「町民のおよそ半分が申請済み」とありましたが、もう少し詳しく年代別の申請率についてお伺いします。

○議長（今井富雄君）

松宮税務住民課長。

○税務住民課長（松宮登志次君）

それでは、川島議員の御質問にお答えいたします。

令和4年度末には、ほとんどの国民がマイナンバーカードを保有しているという状況を目指す国の方針の下、若狭町では、町内イベントに出向いた出張申請受付などの積極的なカードの取得勧奨を行っております。

令和4年1月末現在、若狭町全体の申請率は49.82%に達しており、この数字は全国平均を上回り、町民のほぼ半数の方が既に申請を済まされておられます。

議員御質問の年代別の申請率では、10歳未満が40.1%、10代が45.5%、20代が51.6%、30代が51.5%、40代が52.2%、50代が53.8%、60代が54.3%、70代が50.1%、80代が33.5%、90歳以上が20.4%となっており、20代から70代では、世代間で大きな違いはございません。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。御答弁より、スマートフォンを利用している年代の申請率が高いような気がします。これまでマイナンバーカードを取得すると、いろいろな特典が付与されるなどの影響もあり、普及率も上がったのではないかと思います。

本町のマイナンバーカード取得に関するメリットについてお伺いします。

広報わかさ2月号では、①本人確認書類（身分証）になる。②コンビニで住民票や印鑑証明が取得できる。③健康保険証として利用できる。④ワクチン接種証明書がスマートフォンで取得できる。⑤スマートフォン等で確定申告ができるとありますが、現在、本町において、これらの全てのサービスが利用できるのか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

松宮税務住民課長。

○税務住民課長（松宮登志次君）

川島議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカード取得のメリットにつきまして、若狭町では、本人確認書類としての身分証利用、住民票等のコンビニ交付、健康保険証としての利用、スマートフォンによるワクチン接種証明書の取得、スマートフォンなどを用いての確定申告など、全てにおいて利用できるようになっております。

このうち、住民票などのコンビニ交付につきましては、令和3年2月より嶺南の市町で唯一実施をいたしております。

全国どこのコンビニでも早朝から深夜まで証明書を発行できるという利便性の良さから、着実に利用実績が伸びております。

また、マイナンバーカードの保険証利用につきましては、令和3年10月より制度が開始され、現在、町内2カ所の医療機関で利用が可能となっております。

今後、さらに1カ所の医療機関で年内に利用可能となる予定です。

嶺南では、公立の病院を中心に利用できる医療機関が増えており、ますます便利になるものと期待しております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。健康保険証として利用できるについては、厚労省も2022年度末までに、「おおむね全ての医療機関や薬局での運用開始を目指す」としているので、大いに期待が持てます。

次の質問に移ります。

同じく広報わかさ2月号には、「マイナでうマイナ」特産品がもらえるキャンペーンというものが掲載されていまして。特産品が先着7万人にももらえると、県内で7万人ということの後で理解したわけですが、本町のこのキャンペーン申込み状況についてお伺いします。

○議長（今井富雄君）

松宮税務住民課長。

○税務住民課長（松宮登志次君）

川島議員の御質問にお答えいたします。

「マイナでうマイナ」キャンペーンにつきましては、県によるマイナンバーカード取得促進事業でありまして、令和3年5月から12月までにカードの申請をした方を対象に県の特産品を進呈する事業となっております。

特産品の申請方法は、マイナンバーカードの交付時に申込みはがきを対象者へお渡しし、御自身で記入の上、ポストへ投函していただくと、後日、商品が御自宅に郵送されるというものでございます。

当町では、期間中にカードを申請され、対象となられた方が1,670名おられます。このうち特産品の申請をされたのは1,165名となっております。

事業の内容につきましては、町の広報紙、行政チャンネル、ホームページ等で周知、啓発をしているところでございます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。対象者のうち、およそ70%の方が申込みをされたということが分かりました。

やはり何らかの特典をつけると申請率も伸びるようですが、本町の今後のマイナンバーカード取得に向けた取組についての御見解をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えをいたします。

国では、令和4年1月より、マイナポイント事業の第2弾として、マイナンバーカードを取得した方で、マイナポイントを未申請の方全てを対象に5,000円分のポイントを付与するキャンペーンを行っております。

また、新たに6月頃より、マイナンバーカードを保険証として利用する手続をされた方に7,500円分、公的給付金の口座を登録された方に7,500円分、合計1万5,000円分のポイント付与を実施いたします。

町では、カードの取得促進を図るため、令和4年5月からマイナポイント事業の広報活動を強化し、両庁舎にマイナポイント専用の端末を増設して、申請者の増加に対応する予定でございます。

マイナンバーカードは、令和4年度中にもスマートフォンに一部の機能が搭載できるように検討されているほか、運転免許証との一体化や、カードを利用して、役所へ行かずにオンラインで転出届けができるようになるなど、カードを持つことでの利便性向上が期待されております。

町民の皆様はこの利便性を享受していただくとともに、DX化やデジタル化を推進していく意味でも、カードの取得促進をさらに推進してまいりたいと考えております。

令和3年度に引き続きまして、ワクチン集団接種会場や特定健診、期日前投票所や公民館行事等、町の各種イベントを利用いたしまして、随時、申請受付のブースを設け、町民の皆様のお出の機会を捉えて、取得勧奨を図ってまいります。

また、各公民館や集落のサロン等へ職員が直接出向いて、地域で申請ができるよう出張申請受付の実施を予定しており、御高齢の方など、外出の難しい方の取得率向上を図ってまいります。

申請されたカードに関しましては、本人確認の書類となることから、基本的に御本人様に対面で交付することとなっておりますので、日中、役場へ来られない方のため、毎週金曜日の延長窓口だけでなく、平日時間外も予約制で対応するほか、第3週以外の毎週日曜日、午前中に両庁舎でマイナンバー専用窓口を開設するなど体制を整備しており、担当職員もアイデアを出し、汗をかいて、取得促進に努めております。

マイナンバー取得率が上がり、町民の利便性が向上するよう令和4年度もさらに取得促進に取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。ただいまの御答弁にもありましたように、マイナンバーカードを健康保険証として登録することで7,500円分のポイント付与、また、公金の受取口座を登録することで、さらに7,500円のポイントが付与される。既に先行してスタートしているマイナンバーカードの新規取得を合わせると、最大2万円分のポイントが受け取れるという国の事業については、公明党が「マイナンバーカードの普及策」として、政府への提言や国会質問を通じて実現に道筋をつけたものです。本町におきましても取得率が上がることに期待をして、次の質問に移ります。

最後の質問です。

大項目3点目、「地域づくり協議会について」お伺いいたします。

この質問については、既に今日、朝一の辻岡議員の質問に対する御答弁にもあったんですけども、重複するかもしれませんが、よろしくお願ひします。

本町では、協働のまちづくりを進めるために、小学校区単位に「地域づくり協議会」が設置をされ、活動されていると思いますが、どの地域においても人口の減少が顕著であり、担い手不足という点で、会の運営に苦慮をされているのではないのでしょうか。

広報わかさ2月号の「町長に新春インタビュー」の記事の中で、「地域の特性が違う各地域づくり協議会を一つにつないで、町全体が一体となるようにしていきたいと思っている。」とありました。町長の具体的なお考えについてお伺いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

川島議員から、地域づくり協議会に関する御質問をいただきましたので、お答えいたします。

人口減少と少子高齢化が進行する中、災害時の対応や防犯、子育て、高齢者へのきめ細かい支援など、行政のみならず多くの住民の皆様の御協力が必要となっており、多様化する住民のニーズに的確に対応し、住民が安心して暮らせるまちづくりを行うには、住民と行政が役割を分担し、互いに補い合う「協働のまちづくり」の推進が必要となっております。

若狭町では、「協働のまちづくり」を進める中で、平成25年に、様々な地域課題に対応するため、また、地域資源の活用や課題の解決に向けて総合的に協議し対応いただくために、集落の枠を超え、小学校区を単位とした「地域づくり協議会」を設置していただきました。

各地域には、それぞれの特性があり、課題も異なっていることから、各協議会内にそれぞれ専門部会などを設け、各種団体が連携した取組を進めていただいております。

これまでの取組事例を挙げますと、安全安心の取組といたしましては、地区の自主防災訓練を開催される協議会や、町から配布された様々な防災や避難計画を整理し、集落ごとにまとめた「防災の心得」を編集された協議会もごございます。

また、高齢者の支援として、地域から募った運転ボランティアの方が高齢者を買い物先まで送迎される「買い物クラブ」を立ち上げられ、高齢者が安心して生き生きと暮らせる地域づくり活動を行われております。

広報紙でも紹介させていただきましたが、消防団OBらにより、海岸漂着ごみの清掃や災害時の避難誘導、大雪時の除雪などを行う組織を設立された協議会もごございます。

この組織は、当初は安全・安心の活動が主でしたが、昨年のワクチン接種の際には、高齢者を集団接種会場までの送迎を担っていただくなど、高齢者の支援にも活動の幅を広げられ、それぞれの力を共にし、地域住民の幸せのための活動を進められております。

このように、自助・互助・共助・公助の精神の下、身近な課題を、住民自らが考え実践する組織として、「地域づくり協議会」の果たす役割は非常に重要であると考えております。

一方で、これまでの地域の課題や特性も時代とともに変化しており、人口減少が進む中で、リーダーなどの担い手不足や役職の重複化、行事の量や負担など、協議会の運営等において様々な課題が発生しております。

そこで、いま一度、各地域の現状・課題を再度、御確認いただき、将来も住み続けられる地域であるために何をすべきかを御議論いただいた上で、地域の特性を生かしながら、課題解決に向け、必要な取組を展開していただきたく、令和4年度からは、これまでの一括交付型であった「みんなで創る地域づくり交付金」を「SDGs地域づくり交付金」と改定させていただきたいと考えております。

この交付金を御活用いただき、各地域においては、地域の実情に応じたSDGsの目標を設定し、目標達成に向けた取組を展開することで、地域住民の課題の共有化と団結力を見出していただくとともに、これまでにとらわれない、時代に応じた新しい地域づくり活動に発展・進化させていただければと考えております。

そこで、まず、SDGsについての理解を深めていただくために、今月、地域づくり協議会の皆様を対象に「SDGs研修会」を開催し、この取組に理解を深めていただく予定となっております。

また、各協議会の事務局で構成する「運営調整会議」につきましては、開催回数を増やし、ほかの協議会の取組や行政との情報交換の機会を多く設けます。

さらに、合同で実施できる目標については、合同で実施し、協議会同士で補え合える場合については、互いが連携して実施するなど、協議会の枠にとらわれず、互いの活動の成長につなげていただきたいと考えております。

このようなSDGsの取組が浸透し、広がることで、それぞれの地域と地域が一つに、そして、一体感をなし、力が合わさることにより、3倍、4倍の力となって、地域の活性化はもとより町全体の活力となり、将来も住み続けられ、心豊かな暮らしが実現できるものと考えております。これまで以上に地域づくり活動をしっかりと応援してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。今はコロナ禍ということで、地域づくり協議会の活動にも影響があると思いますが、ただいまの町長の御答弁にもありましたように、今後、各地域づくり協議会の取組などを情報交換する中で、互いの地域の活性化、ひいては、町の活性化が図られることに期待をして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 1時32分 休憩）

（午後 1時37分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

9番、島津秀樹君。

島津秀樹君の質問時間は、2時37分までとします。

○9番（島津秀樹君）

それでは、通告にのっとりまして、質問させていただきたいと思います。

今回は、空き家対策についてと、また、公共事業の在り方と地産地消についての2件

について質問をさせていただきたいと思います。

まずは、空き家対策についてお伺いをいたします。

町長は、このたびの施政方針の中で、町の最重要課題である人口減少対策、定住促進について、そしてまた、若狭スマートエリア構想において、空き家や空き家候補の住宅の戦略的リノベーションなどと併せて、さらに空き地バンク制度の創設というのも述べられておりました。全国的な問題として、空き家も空き地も今後ますます増加してくると思われまます。

若狭町では、県内でもいち早く、平成22年から町内の空き家状況の調査を始められて、平成23年に空き家情報バンクを立ち上げられました。

そして、情報バンクに登録された空き家の活用に対して改修工事への補助を行うなど、需要と供給のマッチングを図ってこられました。

前回の町内の空き家の調査は令和元年に行われておりますけれども、最新の空き家の状況はどうなっているのか、また、次回の調査はいつ、どのように行われるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、島津議員から、町内の空き家の状況に関する御質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

まず、空き家問題につきましては、少子高齢化、また、人口減少が進む中、全国で増加しており、本町におきましても増加の一途をたどっているのが現状でございます。

空き家は、倒壊による身体的な危険があるだけでなく、犯罪者が住み着くなどの防犯上の危険、有害鳥獣が住み着くことによる衛生上の危険など、近隣住民にとっての不安要素となっております。

若狭町のこれまでの取組についてでございますが、平成23年度に空き家を利用したい方に、活用可能な空き家の情報を提供するための空き家の情報をまとめた「空き家情報バンク」を作成し、町のホームページに空き家の情報を公開し、購入や賃貸をしたい方とのマッチングを進めております。

さらに、空き家の利活用を進めるため、改修に対する補助制度を創設するなど、空き家対策を推進してまいりました。

また、深刻化する空き家問題に対応するため、平成29年度に行政や学識経験者、住民代表、防犯関係機関等で構成する「若狭町空き家対策協議会」を設立いたしました。

本協議会では、空き家の現状把握、今後の空き家の流通や活用、さらに特定空き家に対する措置・対処などを定めた「若狭町空家等対策計画」を策定し、空き家対策の取組を強化しているところでございます。

御質問の「町内の空き家の状況」についてでございますが、若狭町では、平成22年に初めて空き家の状況調査を行い、当時の空き家の件数は258件でございました。

以降、集落ヒアリングの際に調査を行っており、今年度実施した調査では366件ののぼりまして、12年間で108件増加をしております。今後も人口減少が進んでいく中で、空き家の数は増加していくことが予測され、その利活用と除却を加速させる必要がございます。

本町では、空き家の状況を把握するとともに、その状況につきまして、各集落にも認識をしていただくという観点から、今後も集落ヒアリングと併せて調査を行うなど、定期的に実施をさせていただきたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

12年間で108件の増加をしたということでございます。私もちょっと調べさせていただきましたけれども、この増加の傾向としまして、この12年間の増加率を見ると、三方地域が上中地域の約3倍となっております、特に町の中心部、三方の辺が特に多くなっている傾向があるようでございます。

最新の調査では、366件のこの空き家があるとのことでした。

ところで、これまでに空き家情報バンクに登録された件数やマッチングの成果として、売買や賃貸などにつながった件数と支援事業の成果はどうなっているのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、近年の空き家情報バンクの登録件数等につきましてお答えいたします。

空き家情報バンクにつきましては、これまでに104件の空き家が登録され、そのうち77件について、賃貸もしくは売買が成立しております。

直近3年間では、21件の空き家が登録され、その21件のうち15件については、賃貸もしくは売買が成立しております。

また、空き家バンクに登録されている物件を買主または借主が改修した場合、その費

用の2分の1、50万円を限度に改修費用の補助を行っております。

平成23年度から今年度までの11年間で37件の利用があり、37世帯107名の定住効果を生んでおります。

今後におきましても、空き家情報バンクのPRを強化し、早期登録を促すとともに、改修費の補助制度などを有効に活用していただき、空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

今まで104件が登録をされ、うち77件、実に74%がマッチングに成功しているとのことでした。直近3カ年でも7割以上の成果が出ているということは非常に心強く感じるところでございます。

自治体のホームページにおいての空き家情報というのは、空き家を探しておられる方にとってみますと、非常に信頼できる場所として、全国各地から問い合わせが来ているというようなことで、非常に重要な場所でもありますので、今後さらに情報の収集や掲載を増やしていただくようお願いをしたいと思います。

次に、空き家バンクの空き家活用支援事業につきましてお伺いをしたいと思います。

空き家情報バンクの創設時は、空き家の購入または賃借する方への住宅の改修費用の補助額が改修費用の2分の1を限度に100万円でありました。それが予算の関係もあって、また件数を増やすために、50万円にある時期から減額をされました。

これは過去に私から提案させていただいたこともあって、非常に申し上げにくいんですけども、今、空き家を改修するのにメインとなる工事がやっぱり水回りの工事である。キッチン、トイレ、浴室、洗面所など生活するには絶対必要な場所で、かつ気持ちよく生活するためには必要不可欠な場所であります。これには相当の改修費用がかかりますので、何とか少しでも増額できないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、空き家改修の助成額の増額につきましてお答えいたします。

家屋は人が住まなくなると老朽化が進みやすくなり、中でも、キッチン、お風呂、トイレなどの水回りは、湿度が高く、腐食しやすいことから、改修が必要になることが多くなっております。

空き家改修にかかる費用でございますが、これまで補助を行った改修費用を平均いたしますと、1件当たりおよそ250万円の費用がかかっており、工事の規模にもよりますが、水回りの改修を行った場合の工事費用は、議員御指摘のとおり、水回り以外の改修工事に比べ多額になる傾向がございます。

ただ、空き家バンクに登録された空き家の改修補助につきましては、国と県の補助金を受けており、補助対象額が定められておりますし、町の負担可能額も考慮しますと、より多くの方に補助制度を利用していただくためにも現行の助成額を維持してまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

今、現状を維持するとの御答弁でございましたけれども、何とか10万円でも増額していただけるように町長に再度お願いを申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

ここで、ちょっと空き家から少し離れるんですけれども、助成金に関してお伺いをしたいと思います。

町に分譲地、今、天徳寺のほうは完売いたしましたので、残っておるところは、上瀬のほうだと思っておりますけれども、子育て支援補助金が町に分譲地を購入された方に30万円ございます。民間の行う分譲地においては、この助成金はございません。

他の市町を見ると、町に分譲地を購入して、さらに住宅を建設された場合にのみ補助金が出るというところはあるんですけれども、この先、民間の分譲地の購入者に対する助成金を検討されるかどうか、それをお伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、民間の分譲地購入者への助成につきましてお答えいたします。

若狭町の宅地分譲地は、平成26年から上瀬ニュータウンの分譲を開始し、32区画
中25区画が販売済みとなっております。

また、平成28年からは若狭瓜割エコ住宅団地の分譲を開始し、26区画全ての分譲
を終えております。

これら町に分譲地の購入補助としまして、令和2年度から、夫婦のどちらかが40歳
未満または19歳未満の子どもがいる子育て世帯が分譲地を購入された場合には30万

円の補助を行っており、分譲地購入者のおよそ9割を占める子育て世帯にこの補助を御活用いただき、分譲を加速する効果を確認しております。

宅地開発等の住宅施策については、人口減少抑制や移住・定住促進のためだけでなく、集落の自治機能の維持についても有効な施策だと考えておりますが、行政だけが行う住宅施策だけでは限界がございます。

そこで、民間による開発を促進することで、より効果的な住宅施策となり、さらなる定住促進や自治機能の維持につなげてまいりたいと考えており、その中で民間分譲地への補助等について検討してまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

同じ土俵に乗せていただかないと、民間資金の誘導というのはなかなか難しいものと思いますので、検討のほど、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、空き家のほうに話を戻します。

今年度の調査において、先ほど町全体で366件の空き家が存在するとの報告がございましたけれども、空き家予備軍とされる高齢者だけの世帯数がどれだけあるのか、お伺いをいたします。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、高齢者だけの世帯数につきましてお答えいたします。

若狭町の高齢化率は、令和3年9月で35.4%となっており、これは全国平均の29.1%と比べても高い数値となっております。

また、令和3年4月の「高齢者世帯」は、総世帯数の26.8%、1,344世帯が高齢者だけの世帯であり、中でも特に特に空き家になる可能性が高い「高齢単身世帯」については773世帯でございます。

これら高齢化率や高齢単身世帯数、人口減少を考慮しますと、今後も空き家の増加が予想されますので、空き家候補に対する未然の取組についても今後の検討にしてまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

今、773世帯という10件に1.5件ぐらいの割合、若狭町全体、約5,000世帯ぐらいありますから、10件に1.5件ぐらいの割合で高齢者の単身世帯が存在するということでございます。空き家が366件あるということは、町全体の世帯数は約5,000件あるとすると、約30件程度の集落でいうと、既にもう12集落分が空き家の状態であるということになります。これに予備軍を入れると、約100集落しかないのに約38集落、4割ぐらいが将来、空き家になるような計算になってしまいます。大変なことでございます。

こういう状況の中で、今後、その増加してくる空き家に対する対策については、町だけでお考えをいただいても追いつかない状況になってくるのではないかと、単に個人の問題だけではなくて、各地域や集落において、情報を共有しながら、活性化に向けた御協力を強くお願いしていかなければならないと思いますけれども、お考えをお伺いをいたします。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、空き家対策としての地域づくり協議会や集落の取組の必要性につきましてお答えいたします。

増加する空き家問題を解決するためには、空き家になる前に相続の整理等を行い、除却や活用について検討しておくことが重要でございます。

若狭町では、昨年度より、司法書士による無料の法律相談窓口を設置し、特に相続についての問題解決に向けた取組を行っております。

さらに、昨年のお盆の帰省時期に併せて、空き家だけでなく、空き家になる前の家屋についても、司法書士、建築士、宅地建物取引士などの専門家に相談できる「空き家の無料相談会」を実施し、空き家になる前の家屋に関する相談を6件受けており、空き家の発生を未然に防ぐ活動としましては、効果的であることを実感いたしております。

今後におきましても、無料法律相談窓口や無料相談会を実施し、空き家の発生を未然に防ぐ活動を継続していきたいと考えております。

議員御指摘のとおり、空き家問題を解決するには、行政の空き家対策だけではなく、地区や集落が空き家のことを問題として認識し、問題解決のために自ら行動していただくことも重要と考えております。

来年度より、地域づくり協議会の交付金制度を課題解決型の交付金制度に変更いたします。その中でも、地域の皆様に空き家について問題意識を持っていただきながら、持

続可能な地域にしていただけるよう、地域づくり協議会や集落での取組を行政と一緒に
なって検討してまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

相談窓口の設置とか無料相談会の地域単位での開催をぜひ増やしていただきたいと思
います。町民の皆様のその空き家に対する問題意識を盛り上げる活動が必要ではないか
というふうに思っております。

次に、令和2年度から6年度までを期間として、空き家を移住体験用住宅に改修する
費用を補助する「わかさりノベーション活性化事業」というのがございます。この事
業の概要、これまでの成果を教えてくださいと思います。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、わかさりノベーション活性化事業の現状と成果につきましてお答えいたし
ます。

本事業は、「企業版ふるさと納税制度」を活用し、企業からの寄付金を財源に、民間
事業者や所有者が空き家を移住希望者に一定期間貸し出すための「移住お試し住宅」に
改修する費用に対しまして、その2分の1、100万円を限度に補助する事業でござい
ます。

この改修により、空き家が利用されやすくなり、また、移住希望者への紹介物件が増
えることで、空き家対策と移住促進の双方の効果を期待しております。

令和2年度から6年度までの補助の計画件数は5件としており、令和2年度の事業の
開始から既に3件の空き家が民間事業者により改修され、移住希望者に貸出しが行われ
ております。

今後につきましても、本事業を広くPRすることで、民間事業者等による「移住お試
し住宅」への改修を促進し、本町に移住できる環境をつくることで、さらなる空き家対
策と移住促進を図っていきたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

この事業は非常にいいものだと思いますので、長期にわたる事業というのは、ややも

すると、忘れ去られる可能性もございますので、集落ヒアリングとか、PRをできればもっともっとしていただければと思っております。

空き家に関する最後の質問になります。

最後に、老朽危険空き家についてお尋ねをしたいと思います。

町内において、老朽危険空き家の調査対象になっているその件数と、その中でも特に周囲に影響を及ぼすような特定空き家として認定されているものの件数とその除却の状況、そしてまた、その除却の支援に対する補助金の概要をお尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、老朽危険空き家の現状につきましてお答えいたします。

まずは、「老朽危険空き家」についてでございますが、老朽化などにより、倒壊または破損するおそれのある危険な状態で、人の生命や身体、財産に被害を及ぼすおそれがある空き家のことを言います。

また、老朽危険空き家までには至りませんが、屋根や外壁に損傷のある空き家につきましては、「準老朽空き家」として区分しております。

その中でも特に著しく周囲への危険がある、または衛生上有害であったり景観を損ねている空き家については、若狭町空家等対策協議会において「特定空き家」として認定し、危険な状態の解消に向けて、指導・措置を行うこととなっております。

老朽危険空家等の対象となっている空き家につきましては、空き家実態調査や空き家の相談などを基に「老朽空き家台帳」を作成しており、現在までに延べ30件を登録しております。

令和元年度には、この登録されている空き家の中から7件を特定空き家として認定しております。

老朽危険空き家の除却状況につきましては、現在までに6件の空き家が除却されております。

また、空き家の除却に係る支援といたしましては、令和元年度より、老朽危険空き家には除却費用の3分の1、50万円を限度に、また、準老朽空き家には除却費用の3分の1、30万円を限度に補助しております。

この補助を活用し、現在までに、老朽危険空き家5件、準老朽空き家2件の合計7件の空き家が除却されております。

今後につきましても、空き家の発生を抑制する施策と利活用の施策を積極的に進める

とともに、危険な空き家については、除却補助を行うことで空き家の増加抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

今後、空き家の増加によりまして、この老朽危険空き家、まだまだ増加することが懸念をされております。先ほど、空き家になる前の相続の整理などを検討していくことが重要であるとの答弁もございました。本当に空き家になってしまっただけで所有者が分からない、それでもう除却もできないというような状況のところもあるようでございますので、この所有者を事前に特定できるような整備というか、体制というか、そういうその体制を整備していく必要があるのではないかと考えております。

それでは、続きまして、次の質問に入りたいと思います。

公共事業の在り方と地産地消について、町長のお考えをお尋ねをいたしたいと思っております。

公共事業とは、そもそも需要を創出し、景気を押し上げるという伝統的な経済政策の一つであります。市場経済のみでは供給が困難と考えられる不特定多数の人が利用する社会資本の整備を行うことによって、地域に直接的または間接的に経済波及効果をもたらすものであると考えます。

今、熊川エリアで行われているトレイルの関連であるとか熊川宿の整備、そして、この近くにあります桂由美さんのウエディングドレスミュージアムへの投資というのは、経済学者の岩田規久男先生の言葉を借りると、「民間投資誘発型の公共投資は、工事関係者の所得を一時的に増やすという単発的な効果だけではなく、社会資本整備が民間資本と結合して恒久的な所得を生み出す効果を期待しての投資である。」というふうに私も思っております。

そこで、町長も2年目を迎えられる。若狭町のこのまちづくりというものにおいて、公共事業への投資は必要不可欠であると思っておりますけれども、今後の公共事業というものについて、町長の思いや挑戦したいことをお伺いしたいと思っております。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、次に、島津議員からの公共事業の在り方につきましての御質問にお答えいたします。

公共事業につきましては、議員御指摘のとおり、需要を創出し、景気を押し上げるという経済政策の一つであり、地域に直接的・間接的な経済波及効果が期待できる非常に重要なものと認識をしております。

若狭町におきましては、住民の皆様の安全・安心を最重視し、昨年2月に策定いたしました若狭町国土強靱化地域計画に基づき、公共施設の耐震化、上下水道施設の老朽化対策、道路整備などを進めているところでございます。

強靱化を図るための公共事業のほか、観光、健康福祉、教育など、まちづくりそれぞれの分野において公共事業がございますが、基本的には、民間でできることは民間にお任せをし、市場経済のみでは住民の生活に支障を来す、また、不足となるサービスについては、住民の皆様の利便性や費用対効果などを勘案しながら公共事業として進めてまいりたいと考えております。

その中で、今後計画しております大型事業の一つとして「スマートエリア開発事業」がございます。これは、様々な都市機能が集積する上中駅近郊に点在する空き家や空き地を新たな居住地として再整備することにより、定住人口の確保、行政・自治機能の維持など、人口減少の中でも持続可能なまちづくりを進める計画でございます。

この計画の中では、町は小規模なモデル分譲地の造成などの公共投資を行います、これは民間による分譲地開発など民間投資を誘発していく狙いがあり、官民連携して定住促進を図るとともに地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えており、このような民間投資を刺激する手法も今後の公共事業には必要と考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

定住人口の確保をして、安定した財源を確保する、そして、行政・自治機能の維持を図り、持続可能なまちづくりを進めること、これは非常に重要なことであります。

そして、民間投資の誘導という点では、魅力ある投資こそ、直接的または間接的に利益が還元されるもの、そういうものにこそ投資がなされるものと考えております。

先ほど「スマートエリア開発事業」という一例を挙げていただきました。上中駅近郊のにぎわいの創出というのは、瓜割団地の完売を受けて、さらなる発展につながるものと歓迎をいたしたいと思っております。

さて、町長の公共事業への投資、そして、まちづくりへの思いを実現させるためには、豊富な知識や経験・技術を持った職員が必要であると思っております。

職員の方はもとより、外部人材の育成や、特に技術面の育成や専門知識の継承も重要であると思います。質の向上は常に誰もが取り組まなければなりませんけれども、町長の人材育成に対する考え方や取組をお伺いしたいと思います。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、島津議員の御質問にお答えをいたします。

自治体を取り巻く様々な情勢は日々変化しており、行政に対する住民の皆様のニーズも高度化・多様化をしてきております。

そのような中、それぞれの住民ニーズに的確にかつ迅速に対応していくことが求められており、職員自らが成長していくよう意識改革と資質の向上が必要不可欠であります。

そのため、本町職員の人材育成につきましては、「若狭町人材育成基本方針」を策定し、その方針に基づきながら行っております。

その中で、町職員として、基本的な資質の向上のための研修実施は当然のことながら、高度化・多様化する住民ニーズに対応すべく、技術的、専門的な知識を必要とする職務に関しては、それぞれの分野における外部研修への参加や専門講師の招聘による研修等を行っております。

コロナ禍の状況が続いておりますが、オンライン等のリモート活用により、積極的な研修機会の確保に努めているところでございます。

また、組織内だけではなく、新たな知識等を得るために、外部組織との交流による人材育成も重要であると考えております。

現在、町では、福井県 地域戦略部市町協働課と京都事務所、また、安全環境部危機対策・防災課へ本町の職員を派遣しております。

また、福井県職員と民間企業の日本航空株式会社から職員をそれぞれ受け入れております。

この人事交流により、当該職員だけではなく、周りの職員も刺激を受けて、資質向上及び組織の活性化にもつながっていると考えております。

いずれにいたしましても、職員には、これらの研修や人事交流の中で得た技術や知識等を生かして、効果的に事業実施に取り組んでもらいたいと考えております。

また、住民の皆様との協働が最重要であると考えており、引き続き、職員には地域の中で学ばせていただくとともに、住民の皆様の声を丁寧にお聞きしながら、安全で安心して暮らしやすい持続可能なまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

さらには、職員の定期的な人事異動も行いながら、職員の能力や適性、意欲等を生かした適材適所の人材配置により、各分野における人材育成も行いながら人的能力を最大限に活用してまいります。

最後に、私自身も町民の皆様のお声をお聞きしながら、自ら培ってきた国や県、関係団体等の人脈を最大限に生かし、まちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

限られた職員数の中であって、業務の量や質が変わって、多種多様な事件に対応していかなければならない今日でございます。いろいろな経験が必要であろうとは思いますが、専門的な技術職の育成や採用も必要ではないでしょうか、御検討いただきたいと思っております。

次に、公共事業において、主に公共工事に関連してくると思っておりますが、重要なことの一つに地産地消への取組をお伺いしたいと思います。

地産地消とは、地元の農産物を地元で消費するという、それだけのことではございません。地元の人材、技術、能力、また、それらを生かして地元で制作されているものを使うこともまた地産地消であると思っております。少なからず町民の税金を投資している公共事業においては、地産地消は今、基本であると思っております。

そこで、若狭町において、町長が行うまちづくり、ものづくりでの地産地消への町の取組の現状と町長の地産地消に対するお考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問をいただきました、ものづくりでの地産地消への町の取組の現状と地産地消に対する考え方についてのお答えを申し上げます。

若狭町が発注する通常の建設工事等は、指名競争入札により最も有利な条件で価格提示をした業者を選定しております。

指名競争入札を行うことで、資質の向上と財政負担軽減が図られることが主な理由でございます。

若狭町が行う指名競争入札につきましては、副町長を委員長に関係課長で構成される指名業者選定委員会で指名業者を審議、選定をしております。

業務を行う資格、能力が地元業者にあるものは、地元業者を基本に指名選定する方針で今後も考えております。

町の発注する業務において、地元の人材、技術、能力、そして、地元の製品を最大限活用していくという町の方針は、島津議員のお考えと相違ないものであると受けとめております。

なお、地元企業だけでは厳しい業務のような、例えば、大規模工事や特殊工事等の場合でも、大手業者などと地元業者が共同企業体としての入札への参加ができないかなどを考慮しながら、地元業者が工事に携わり、資質能力の向上を目指していくことも検討させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

工事においては、今のような御答弁いただいたような考慮がされておられるということは十分承知をしております。

昨今、公共事業において、特に設計等に関しては、全国的にプロポーザル方式が多くなっています。いわゆる技術提案、デザイン提案であります。確かにいいアイデアやデザインを広く公募するということは悪いことではありませんし、そうとは思いません。しかし、それが町内あるいは県内にある人材の能力や技術の活用や育成につながっているのでしょうか。近年、プロポーザル方式の増加で実績豊富な大手事務所にほとんどが委ねられているような気がします。

最近では、若狭アドベンチャーツーリズム事業のお花見広場の設計業務委託もそうであります。

IT化のこの進んでいる現在であります。県外の手業者と地元の事業者が手を組めるチャンスというものももっと多く作り出していただいて、優れたデザインや技術を地元で蓄積して、担当の技術職員や地元の業者を育成していくという、そういう機会を与えるのもまた公共事業の発注者としてのお役目ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（今井富雄君）

三宅会計管理者。

○会計管理者（三宅宗左君）

それでは、島津議員の御質問に私のほうからお答えいたします。

御質問にございます公募型プロポーザル方式とは、広く多くの事業者の方から企画提

案や技術提案を求めまして、提案内容を審査し、企画内容、そして、業務遂行能力が最も優れた者を選定して契約する方式でございます。

地方自治法では、地方自治体の契約は競争入札によることを原則としております。しかし、契約の「性質又は目的が競争入札に適さない」、そんなときには、今回、採択いたしました公募型プロポーザル方式により契約を履行することができます。

これらのことを踏まえて、「お花見広場野外活動交流拠点設計業務」の業者選定を公募型プロポーザルの方式で進めた経緯について御説明をいたします。

「お花見広場野外活動交流拠点設計業務」は、令和2年度に策定いたしました熊川地区ランドデザインを基に、将来、令和6年3月、北陸新幹線開業を見据えた計画の一環でございます。

この業務の内容は、河内川ダム建設工事の中で発生しました土砂の埋立て場所を有効に活用していくため、アウトドア広場として模様替えをし、観光と交流人口の増大を目指す極めて重要な業務の内容の一環であると受けとめております。

そのために、通常の指名競争入札での業者選定ではなく、当該業務を履行する上での企画力、技術力、遂行能力等を踏まえた業者選定が必要でありますことから、公募型のプロポーザル方式で業者を選定することになりました。

今回のプロポーザルには、県内2つの企業、そして、県内外の企業で構成されます5つの設計共同体の参加がございました。

副町長を委員長としまして、地域の代表者、学識経験者等で構成されますプロポーザル審議委員会のほうでは、厳正なる審査を行った結果、県内企業と県外企業で構成されました設計共同体が選定されました。

選定の理由は、環境との調和、誘客力と、その誘客の高い満足度に最も期待が持てることでございます。

設計を進めていただく上では、県内外で構成されました企業が地域の文化、歴史、風土を十分に理解していただき、地域住民との関わりを持っていただきながら業務を遂行していただくこととなります。

このように公募型プロポーザル方式を採用することによりまして、アイデアやデザインに触れていただき、能力、そして、技術力の向上につながっていくものと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

今、御説明をいただきました、お花見広場事業のプロポーザルにおいては、県内業者と県外業者の共同体が選定をされましたけれども、今回のプロポーザルにおいては、県内企業が2社単独で参加されておられたと思います。今後の公募のこの参加基準に、できれば、県内と県外の事業者の共同体を組むなどの設定をされてはいかがでしょうか、そういうことも御検討いただきたいというふうに思います。

さて、地産地消というのは、もちろん地元産品を地元で消費するということですから、“もの”というものが当然ございます。

このプロポーザルによって、県外の設計事務所等が請け負った場合に、デザインや設計を行う上で、日本全国あるいは海外の資材を使用する提案や設計になることも想定がされます。

私は、町が発注する事業については、地元の材を極力使用していただきたい。若狭町にはなくても、嶺南地域や県内、探せばほとんどの材料はそろうと思います。若狭町民はやっぱり町民税・県民税を払っているのですから、県産品の使用も地産地消の使用だと思います。

地元にお金を落とす、入札において地元業者を指名する、これは当然のことであろうかと思いますが、先ほど御答弁いただきましたけれども、業者選定に関しては御努力していただいております。

しかしながら、その“もの”に関しては、あまり地産地消にこだわっておられないような気もいたします。

そこで、お伺いをいたします。

プロポーザルあるいは設計業務を委託する場合に、地元産材の使用や地元で制作されているもの、それを優先して使用するような設計となっておりますでしょうか。また、当町になれば、近隣の市町あるいは県内という優先順位で使ってくれというような設計をするように指示をしておられますでしょうか、お尋ねをいたします

○議長（今井富雄君）

三宅会計管理者。

○会計管理者（三宅宗左君）

それでは、御質問にお答えいたします。

若狭町では、基本的には、設計の段階で、材木等、地元産材の活用を推奨しておりますが、しかし、強制はしておりません。

理由といたしましては、限られた予算の範囲の中で最大限の効果を発揮していくことが最も重要でございます。

よって、見積もり等の調査を行いまして、質、価格とも適正であると判断された場合には、地元産材を推進する方向で今後とも進めていきたいと考えております。

反対に、品質の低下や単価が著しく高額である場合、無理に地元産材の活用は避けていただき、設計図書、仕様書に見合う県外産も視野に入れた設計を行っていききたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

予算には限りがあるということは重々承知をしております。限られた予算の中で最大のいいものをつくっていくということは重要なことでもあります。ただ、いいものを少しでも安くするという思いで、設計の中で使用するものを指定をして、この予算の中でやってくれというようなことを発注側から無理に強要されますと、ややもすると、パワハラにもなりかねませんので、そのところは注意が必要なんですけれども、地元を利用することで、予算が多少高くついても、後々その事業者さんが利益を生んで、また税金という形で町に還元してくれるという循環効果というのもまたあるとは思いますが。

先ほどは、設計段階での地産地消と、その指定についてお伺いをしましたけれども、工事に着手してからの同等品への変更ということについてお伺いをしたいと思います。

工事の施工段階で同等品への変更が認められていることがありますけれども、これは設計段階で仕様書にあるものを施工者が同等品として変更して申請をして承認を受けて使用するというものですけれども、先ほども述べましたけれども、設計事業者が地元産材以外の製品で設計した場合などに、地元で同等品があれば、設計変更するなどのある程度の柔軟性を持たせた対応というものも必要だと思いますけれども、現場での対応はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（今井富雄君）

三宅会計管理者。

○会計管理者（三宅宗左君）

それでは、設計に対します施工時の同等品の扱いについてお答えをいたします。

事業者のほうでは、工事で使います設計書と同等品と考えられる資材につきましては、承認願ひ申請書を作成していただき、担当課のほうへ提出することになります。

担当課といたしましては、事業者からの承認を求められました資材が設計の意図に沿ったものなのかを十分検証して、それが問題がなければ、使用を認めます。

このように、行政と事業者は、設計の目的、そして、意図について、連携して、お互

いが理解を深め合い、心を一つにしていくことで、魅力ある豊かなまちづくりにつながるものと考えております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

施工に当たる事業者の皆様は、十分な知識をもって、設計書も十分理解した上で提案してくるものであると思いますし、担当される課でも地産地消を十分考慮して対応をしていただきたいというふうにも思います。

最後に、公共事業というのは、財政面で予算的に制限される場合もあると思いますけれども、地産地消の推進は、地域経済の活性化、また、地元ブランドの定着の原動力にもなると考えています。公共事業というものの根幹は、地元を育てる、地元投資するという基本を忘れずに行っていただきたいと思います。町民みんなが持続可能なまちづくりを進めていけるようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 2時32分 休憩）

（午後 2時41分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

5番、増井文雄君。

増井文雄君の質問時間は3時42分までとします。

○5番（増井文雄君）

それでは、私のほうから、本日は2点、質問をさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、若狭町の除雪体制及び雪による被害についてということで、今年度につきましては、まず初めに、建設水道課及び関係職員の皆様におかれましては、今季の除雪につきまして、昼夜問わず、御尽力いただき、誠にありがとうございます。本当に御苦労さまでした。

今季につきましては、昨年末から正月にかけて、また、節分から立春の3日間にかけて、そして、2月20日過ぎにも町内では例年になく降雪となりました。

今回の降雪により、一部の集落では、住民生活に大きな支障が出ており、通勤や通学が大幅に遅れたり、一部では車が出られず仕事を欠勤された方もおられたと聞いております。

また、高齢者世帯や一人暮らし世帯、体の不自由な方々では、除雪が追いつかず家から出られない困難者もおられました。

今回は久しぶりの大雪で、私どもに限らず、役場にも除雪業者にもかなりの数で除雪の問い合わせがあったと聞いております。

私の集落でも、2月初旬の3日間で1メートルもの雪が積もり、その結果、委託業者の除雪が追いつかず、旧国道から国道までの100メートル足らずの除雪ができておらず、朝、出勤する車両が国道に出られなくなり、急遽、区民有志でその区間を除雪したこともありました。

除雪計画につきましては、令和3年12月6日の区長会で「令和3年度道路除雪計画」が示されており、町長を本部長に除雪対策本部を設置する中、町内225.2キロメートルの除雪計画を説明しておられます。

区長会説明の前には、「若狭町除雪対策本部」を設置し、本年の除雪に向けた本部会議を事前に開催しておられると思います。

この除雪対策本部の中では、消防・警察・委託業者の協力と連携が重要かつ不可欠とも考えますし、救急車や消防車の緊急自動車の道路確保、また、安全な通勤・通学路の除雪が最優先に考えていただいているものと思います。

除雪対策本部会議の中で、関係機関とは、前季の反省を踏まえ、どのように協議したのか、また、その内容を基に区長会を通じ町民にどう説明したのかをお伺いいたします。

まず初めに、1点目といたしまして、除雪対策本部会議について、前季の反省と改善点を踏まえてですが、除雪対策本部会議では、準備体制、平常体制、警戒体制、また、雪害対策本部設置時の非常体制時の対応についてどのように協議をしたのでしょうか。

また、緊急自動車の通行路確保や消防防火施設の除雪体制、安全な道路の確保、冬場の交通事故未然防止策等でございますが、どのように協議したのか、お伺いをいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、除雪体制につきましての御質問にお答えいたします。

まず、今年は、近年、まれに見る大雪に見舞われまして、町民の皆様には御苦勞や御不便をおかけしたと存じます。御協力に対しまして御礼を申し上げる次第でございます。

この冬期間の降雪時における道路交通の確保は、町民の皆様の日常生活や経済活動を

支える上で大変重要なことでもあります。

そこで、町では、町長を本部長として、本年度は、令和3年12月10日から令和4年3月9日まで道路除雪対策本部を設置し、道路除雪計画を立て、除雪体制や除雪出動基準などを定め、これに基づき適切な道路除雪を実施してまいります。

除雪計画につきましては、昨年12月の区長会でもお願いをしておりますが、地域住民の方々の御協力が不可欠であり、特に集落内においては、区長様を中心とした自治会組織との連携が必要であります。引き続き、円滑な除雪作業に御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、今年度は12月と2月に大雪が降り、2月下旬にもこの時期には珍しくまとまった降雪のあったことから、大雪や朝方の短時間での降雪に、住民の皆様には、通勤等大変苦慮されたことと拝察いたします。

除雪を委託している業者や組合の皆様の御協力により、連日続きました大雪の除排雪への対応につきましても心から感謝を申し上げます。

また、今年度大雪時の際には何かと御不便をおかけしたと存じますが、今後の降雪時におきましても迅速な対応を心がけてまいりますので、御理解を賜りたまようお願いを申し上げます。

なお、除雪実施計画につきましては、建設水道課長に答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

飛永建設水道課長。

○建設水道課長（飛永浩志君）

それでは、私のほうから、道路除雪実施計画につきましてお答えをいたします。

若狭町の道路除雪計画につきましては、今年度の道路除雪計画を立てるに当たり、前年度での除雪対応での反省や改善点を考慮し、引き継いで策定しております。

しかし、近年の降雪は、明け方からの強い降雪により、出勤と重なる、または通勤時間に除雪作業が間に合わず、住民の皆様には御不便をおかけすることがたびたびありました。

除雪作業につきましては、主に朝の通勤時間帯や夕方の帰宅時間帯に間に合うように事前に道路パトロールを実施し、路面状況を把握し、基準を超える場合は出動の指示を出しております。

また、除雪作業中や終了時においても、道路パトロールを実施し、不備な箇所がある場合は、再度、除雪委託業者に指示をさせていただいております。

ここで、町の出動基準を申しますと、平常体制では、積雪深が10センチメートルに

達し、さらに降雪予想される場合は、主要幹線道路、集落内においては、1次路線の次に2次路線の除雪といった順に除雪を実施しております。

積雪深が1メートルを超え、さらに毎時10センチメートル以上の降雪が予想される場合は、非常体制に移り、降雪災害発生のおそれがある場合は、若狭町地域防災計画により雪害対策本部が設置され、その指揮を受けることになります。

この場合につきましては、緊急自動車や非常時の際の通行を確保するため、県道や幹線町道、集落内1次路線を優先に除雪を実施します。

その場合におきましては、2次路線や集落内におけるその他の除排雪につきましては、地域住民の御協力をお願いしているところでございます。

今年度の降雪につきましては、倉見の国土交通省の観測地データでは、2月6日に89センチ、2月23日に90センチ、また、熊川の福井県の観測地データでは、2月7日に138センチ、2月24日に177センチを記録しております。

しかし、それぞれの期間におきまして、時間降雪量が10センチを超える予想や降雪災害発生のおそれがないとの判断から、雪害対策本部（非常体制）への移行はありませんでした。

除雪対策本部におきまして、警戒体制への移行についての準備や道路除雪における1次路線のみの除雪や必要な箇所での排雪作業の準備を関係機関と協議をいたしました。

また、その際には、その都度、警察、消防等とも除雪路線の状況につきまして情報を共有しております。

なお、今年の大雪での除雪対応を踏まえて、次年度の除雪計画に向けまして、各集落や除雪作業受託者、そして、各関係機関から寄せられた要望を基に、より適切な除雪体制が構築できるよう対策を練っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。今回のような大雪につきましては、何年に一度かかもしれませんが、今季終了後は、できるだけ早い時点で関係機関や委託業者と問題点や改善策などを検証いただき、次年度に生かしていただくようお願い申し上げます。

次に、町内でも増加傾向にあります、2番目の高齢者世帯や一人暮らしの世帯への対応についてということでお聞きいたします。

区長会の中でも、高齢者世帯や一人暮らし世帯、また、体の不自由な方々などへの除

雪対応も含め、町民に対し、除雪計画（除雪中の事故防止なども含め）、どのように御説明したのかをお聞きいたします。

○議長（今井富雄君）

飛永建設水道課長。

○建設水道課長（飛永浩志君）

それでは、御質問にお答えいたします。

高齢者世帯や一人暮らし世帯、身体の不自由な方々などへの除雪対応につきましては、大雨等の災害時と同様に、降雪時においても、まずは区長を中心とした地元集落におきましての支援、対応をしていただく共助を基本と考えております。

また、住民への周知につきましては、区長会におきましては、道路除雪計画について御説明させていただき、地域における除雪等の協力につきましては、広報わかさ1月号に掲載し、お願いしておりますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

今日もたびたびいろいろな中で若狭町の少子高齢化等が出ております。高齢化につきましては、一段と進んでおりますので、今後も今まで以上に地域と連携して、また地域の御理解をいただきながら対応していただくようお願い申し上げます。

次に、今回の大雪により、除雪の問題が様々出てきたと思います。

その中で、一つの提案でございますが、各集落自治体での除雪隊、仮称ですが、等の考えはないのかということで、近年、公共工事等の減少で建設業者の機械の削減や除雪作業者の高齢化、また、降雪時のみのオペレータの増加により、大雪時の対応が困難かつ除雪時間の長期化につながっているものと思います。このような問題を少しでも解消するため、可能な集落での除雪隊等の結成を考えてはどうかということでございます。

また、オペレータの不足問題についても、除雪オペレータの育成等を行ったかどうかということです。例えばですが、専業農家の農閑期のオペレータの応援体制をしてもらったり、資格の取得については、県の除雪オペレータ育成支援事業などの補助事業を活用したりなどもございます。

また、今後、除雪機械の購入助成、補助等でございますが、町民協働による除雪協力支援金等のお考えはないのか等をお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

飛永建設水道課長。

○建設水道課長（飛永浩志君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

議員御指摘の建設業者の建設機械削減につきましては、町道除雪を請け負っていただいております町内事業者対象に、今回、町の建設業会の協力を得て、各社除雪建設機械の購入を予定していただいております。

町独自の国土強靱化を目指し、冬季の除雪作業に限らず、年間を通じて、大雨等の災害時の初動対応の迅速化を図ることを目的に、3月補正にて御説明いたしましたとおり、建設機械の購入事業者を対象に建設機械購入補助の事業を実施いたします。

オペレータの高齢化につきましては、現在、除雪を請け負っている各事業者に対し、オペレータの若手育成の協力をお願いしているところでございます。

また、除雪業者の減少による除雪時間の長期化等の問題につきましては、現在、町内には、集落単位もしくは複数集落による営農組合等に町道の道路除雪を委託しているケースがございます。

今後、他の集落で、もしくは複数での集落営農組合、または除雪組合等が設立可能でオペレータが複数人確保できる集落等につきましては、除雪委託をお願いしたいと考えております。

また、集落単位での小型除雪機の購入助成につきましては、コミュニティ助成の補助制度を活用することができます。しかしながら、除雪協力支援金等につきましては、現在のところ、想定しておりませんので、御理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

かなり前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

いい機会ですので、ぜひ集落等の要望やいろんな意見を聞いていただき、早急に対応いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、環境安全課との関連もあると思いますが、町施設や防災施設への除雪体制についてどのようなものか、お伺いいたします。

町内では、学校や各公民館などが指定避難所、一部防災倉庫完備となっているところもございますが、そのようなところ、また、防火水槽を設置している施設もあります。今回、除雪が後回しになったところもあったとお聞きいたしました。今回の大雪のときなどの緊急を要する場合は、役場内ではどのような連絡体制を図りながら、避難所機能など防災基地としての認識をされているのかをお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

飛永建設水道課長。

○建設水道課長（飛永浩志君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

町の公共施設の除雪につきましては、それぞれの施設の管理者が置かれておりまして、基本的にはその管理者が除雪をすることとしております。しかし、道路除雪の後に町の公共施設の除雪を実施することとしております。

したがって、公共施設の除雪につきましては、道路除雪を優先して行った後に、降雪量によっては、時間が遅くなったりする場合がございます。

議員御質問のとおり、学校や公民館などの施設が避難所に指定されている場合が多く、雪害対策本部が設置され、非常体制となった場合におきましては、対策本部の指揮により、避難所の除雪も優先することになります。

また、防火水槽や消火栓付近の除雪につきましては、これまでから消防団や地域の方々の御協力をいただいております。

今回のような大雪等では、予想以上に除雪に時間がかかる場合がございますので、各集落におきましては、区長さんを中心とした自治会組織の連携を図っていただきたいと思っておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願いをいたします。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございます。言いましたように、学校、公民館等につきましては、避難場所ということでございますので、今後とも、各関係機関、また関係課とはさらなる連携と協力体制をお願いいたします。

最後に、本年度の降雪による農業被害についてお聞きしたいと思います。

雪による農産物等の被害状況でございます。

今回の大雪に伴う農産物等への被害についてどんなものかということで、若狭町には、福井梅、岩屋梨、白ネギ、山内かぶら等、野菜類などの特産、また、それに伴う農業用施設（農舎・ハウス等）がございます。それについての倒壊等の被害はなかったのかどうか。

また同様に、森林や樹木については被害が出なかったのかということでお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（今井富雄君）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩君）

それでは、農産物等への雪の被害状況につきまして、私からお答えをいたします。

まず、梅、梨等の果樹への被害につきましては、湿った雪の着雪による枝折れなどの被害を確認しておりますが、農家から町への報告や被害の相談は現在のところございません。

また、関係機関に確認したところ、白ネギの出荷に一部被害が出ているほかは、露地での園芸作物を含めまして、収量に大きな影響が出るほどの被害には至っていないとの回答をいただいておりますが、個々の農家におきましては、農業経営への影響も懸念されますので、自然災害に対応できる収入保険のような共済制度への加入について、継続して推進していきたいと考えております。

次に、農業用施設の被害につきましては、福井県農業共済組合に確認したところ、1件の共済の申請があったほかは、倒壊などの被害の申請はないとの回答を受けておりますし、町への被害の報告も現在のところございません。

次に、山林内の樹木等の被害につきましては、現在でもたび重なる降雪による積雪も多く、山林内に入れない状況であるため、正確な被害状況の把握はできておりませんが、幾つかの林道沿いにおいて倒木が発生しているとの報告もありますので、現地を確認できる時点で、地元集落等と相談して対応を検討したいと考えております。

なお、里山付近の倒木により、獣害柵への被害も多数発生しているようですので、その復旧に関して、多面的機能支払い交付金を活用して対応するよう関係機関に指示し、集落からの相談に対応しておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。若狭町には特産もたくさんあります。ただいまの答弁では、山林に限らず、まだ残雪により、正確な被害状況はまだ確認できてないということですので、雪解け後、被害等がございましたら、また速やかに報告をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目、新しいまちづくりについて、渡辺町長にお伺いいたします。

渡辺町長におかれましては、県内では最年少の首長として当選され、昨年5月の初登庁以降、コロナ禍の中にありながら、連日にわたり執務され、本当に御苦労さまです。

若狭町を取り巻く環境につきましては、人口減少や財政改革などの問題や課題が山積

しております。

そのような中でも、就任当初から「急激な時代の変化には状況を正確に把握し、スピード感を持った判断で、より良いまちづくりを実現できるよう頑張ります。」と発言され、特に新型コロナウイルス感染対策のワクチン接種については、いち早く取り組まれ、県内トップの接種率となっております。

また、公約でもあるSDGsの理念に基づいたまちづくりも強く推進され、目標達成に向けた施策づくりも積極的に取り組まれております。

しかしながら、当町も少子高齢化が一段と進み、人口減少率は県内でワーストであり、生産年齢の比率について、15歳から64歳ですが、池田町に次ぐ50.8%、これは令和2年10月1日の調べですが、大変低くなっております。

その中で、若狭町でも常に一人暮らし世帯や空き家などが問題となり、「地域での支え合いが欠かせない取組」が必要となっております。

その中で、集落組織や地域づくり協議会の役割や責任については、年々重要度が増しておりますし、大変困難な場面も多くなってきております。

町長は、「全世代で支え合い、元気な町にしていきたい」とも語っておられます。

就任以来、小浜線で通勤されたり、10月には役場の若手職員との語る会を開催されているとも聞いております。

また、普段から各課に出向き、職員とも気軽に話をされ、親しみやすい町長さんの姿を日頃、拝見させていただいております。

その反面、私のほうには、町民の方々から、「いまひとつ、渡辺町政が見えてこない」「役場へ行っても元気な挨拶がない」「課の中で内部会議しているのですか」「各課の連携ができていない」などの厳しい意見も聞いております。

職員間の「ほうれんそう／報告・連絡・相談」について、やはりまだ不十分ではないのでしょうかね。やはり気が緩んでしまうと、昨年のような不祥事を引き起こしてしまいます。もう一度、気を引き締め、全職員が一致団結、各課・各担当が連携して業務を遂行し、住民サービスのさらなる向上を図っていただきたいと切に思います。

渡辺町長には、その若さを生かし、「新しいまちづくり」「元気なまちづくり」「住みたくなるまちづくり」に向け、邁進していただき、次の時代を担う人材を育成していただきたいと思います。

やはり若狭町が元気になるには、役場も元気にならなくてはなりません。今日、いろいろ出ておりますSDGsの推進やペーパーレス化は、今後の町政には非常に重要となると思います。しかし、その反面、町民とは「希薄な関係」になることも考えられるの

ではないかなと思います。現状を見ていても、町民と職員の考え方に乖離があるのも事実ではないでしょうか。町民の皆様とは、常に同じ目線で対話していただきたいと思います。

以上について、町長御自身のお考えをお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、増井議員から、新しいまちづくりに関する御質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

昨年5月の就任から早くも10カ月が経過をいたしました。コロナ禍ではございましたが、これまで気づかなかった「若狭町のすばらしいところ」「磨き活かしていきたいところ」「改善しなければならないところ」などが見え始め、これらを整理しながら、試行錯誤ではございましたが、魅力ある若狭町の現在、そして、未来のために、精いっぱい走り続けた10カ月でもございました。

私は、就任以降、コロナ禍による、たび重なる制限はございましたが、多くの住民の皆様とお会いし、お声をお聞きしながら、これからのまちづくりについて意見を交わさせていただく中で、真に感じた「町民の暮らしをしっかりと守る」、そして、「町民一人ひとりに幸せを感じとってもらおう」ことが私に与えられた使命であると改めて認識をし、政治の基本姿勢として推し進めているところでございます。

そこで、「新しいまちづくり」に当たりましては、この「守る」と「幸せ実感」の方向性を基として、2つのキーワードで進めてまいりたいと考えております。

1つ目のキーワードは、「将来も住み続けられるまちづくり」でございます。

人口減少が進み、地域住民の負担の増加や社会機能の低下など、まちづくりと暮らしの根幹であった「地域づくり」が今までどおりでは通用しない時代になりつつあります。

このような現状をしっかりと見極め、50年後、100年後、来るべき人口減少社会の中で、町の魅力を保ち、子や孫も生き生きとこの地で暮らし続けられるよう、「今、しなければならないこと」を着実に実行してまいりたいと考えております。

そのために、人口減少を抑制する「定住促進」、人口減少を補う「デジタルのフル活用」、そして、社会機能を維持するための「新しい地域づくり」をまちづくりの視点として、具体的には、上中駅周辺を中心とした空き地・空き家対策とIOT、エネルギーをミックスした「スマートエリア構想」を推進するとともに、災害時に住民に情報が隅々まで届くよう「災害情報放送施設整備」に着手し、住民の皆様の安全・安心を確保

いたします。

また、ライフラインとして最も重要な水道事業についても、「上下水道ビジョン」を基に小規模水道施設の統廃合や水道施設の強化を図り、また、大切な水資源である森林についても、森林環境譲与税を活用し、間伐を強化するとともに、木育など山を大切に
する活動を実施してまいります。

さらに、「地域づくり」についてでございますが、集落では、役員などの担い手不足などが進むなど、これまでの集落機能が保たれない状況が発生し、町にとっても大きな課題であると認識をしております。

まずは、地域でしっかりと現状と課題を明確にいただき、改革できることは改革をする、工夫できることは工夫をするような仕組みを地域自ら築いていただき、住民の皆様が主役である地域づくりを目指していただきたいと思いますと考えております。

そのために、各地域づくり協議会を対象とした「SDG s 地域づくり交付金」を設け、将来も住み続けられる地域であるために何をすべきかを御議論いただいた上で、地域の特性を生かしながら、課題解決に向けた取組を展開していただき、支援をしてまいりたいと考えております。

また、集落づくりにつきましても、集落から現状や課題について率直な御意見をいただき、今後の人口減少社会に対応できる集落づくりを目指した施策を検討してまいりたいと考えております。

これらの取組を進め、若狭町の魅力をそのままに、将来も住み続けられるまちづくりを進めてまいります。

2つ目のキーワードは、「心ゆたかな暮らし」の実現でございます。

昨今の社会情勢は目まぐるしく変化し、新型コロナウイルス感染症拡大のように一瞬にして世界が変わる世の中にもなっております。

このような時代の中で、人々の価値観も変化し、「健康」や「子どもの成長」「経済的な安定」など、住民それぞれの身の回りの暮らしの維持、発展や暮らしの中での「楽しさ」や「快適さ」「生きがい」や「働きがい」などの幸せを求められており、このような「幸せ」を、住民一人ひとりが一つでも多く感じていただけるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

そのために、子どもたちを最優先にした「子どもまんなか社会」、新しい時代を築く「女性・若者の視点」、経済的な安定を目指す「地域経済の成長」をもう一つのまちづくりの視点として、具体的には、全ての子どもの健やかな成長を図るため、「子育て世代包括支援センター」を設置するとともに、子どもの健康保持を高め、子育ての経済的

負担を軽減するため、医療費の無料化を18歳まで拡大をいたします。

また、福井大学とIT企業と連携をし、「若狭町生き抜くプロジェクト」を推進し、住民の健康増進を強化するとともに、住民の所得向上を図るため、「SDGs地域経済好循環事業」を実施し、新たな産業や雇用の創出に取り組んでまいります。

これらの取組により、都市部には負けない幸せを感じられるまちづくりを進めてまいります。

ただいま申し上げました、まちづくりを進めていくためには、住民の皆様、行政、事業者全てが目標を共有することが大切です。そのために、世界共通の目標でもあるSDGsをまちづくりのエンジンに取り入れて、課題や目標、手法を明確にして取り組んでまいります。

また、まちづくりの主役は住民の皆様です。住民の皆様の活躍を後押しするために、役場・町職員は、住民の皆様の気持ちをしっかりと受けとめ、サポート役として、これまでの慣習にとらわれることなく、住民ニーズや社会状況に柔軟な姿勢で対応し、的確に取り組んでいくことが大切です。

そのために、コロナ収束後は、職員の地域づくり活動等への積極的な参加を促し、地域の皆様と交流をし、共に汗を流すことにより、地域の現場で得たことをまちづくりに生かしていけるよう進めてまいりたいと考えております。

また、役場内においては、まちづくりの目標や方向性、町の課題を職員全員が共有するとともに、各事業や課題への対応につきましても、関係する課、職員が組織の枠を超え、力を合わせて、住民の視点で好感を持てる親切な対応を心がけ、日夜取り組んでまいりたいと考えております。

私自身も、コロナ感染症の状況が落ち着きましたら、町内に出向いて住民の皆様のお声をお聞かせをいただき、また、町職員の育成も図りながら、住民の皆様、企業、団体等との積極的なコミュニケーションを図るとともに、施策立案や事業の展開等におきましては、町長として、リーダーシップを発揮した上で、職員からのボトムアップも必要に応じて取り入れ、各課連携した体制による行政運営を推進してまいりたいと考えております。

住民の皆様、地域、行政、事業者など、全てが総力を挙げて、「将来も住み続けられ、心豊かな暮らし」の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

大変きめ細やかな御説明をいただき、ありがとうございました。

今ほども町長が申されましたように、新しいまちづくりにつきましては、町民も町も一つにならないとできませんので、あらゆる情報を共有してもらいながら、また、危機感を持ちながら進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 3時24分 休憩）

（午後 3時30分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

3番、西村 毅君。

西村 毅君の質問時間は4時30分までとします。

○3番（西村 毅君）

私からは、通告のとおり、町のタクシー事業について質問をさせていただきます。

現在、町には、政策推進課の担当する「デマンドタクシー」（愛称わくわくタクシー）と、それから、福祉課の担当する「若狭町タクシー利用料金助成事業」（愛称おでかけタクシー）の2つの制度をつくって町民サービスを行っています。

最初に、デマンドタクシーについてお伺いします。

平成27年8月から現在のデマンドタクシーが試験導入され、翌28年4月から正式に運行が開始され、今年で6年目となります。

これは、高齢者の外出を支援することで、通院、買い物等の生活する上での交通弱者を支援し、さらに町内の各文化施設等への移動を助けることで利用を促し、また、地域内の高齢者の活性化にも寄与することが欠かせない生活交通手段と期待されて導入が図られたと認識をいたしております。

その間、運賃は、片道300円（往復600円）から始まり、元年度には片道500円（往復1,000円）に改定されてきております。

登録者数を見ると、平成28年の1,055人から昨年、令和2年には1,462人まで39%増えております。

また、今までに一度でもデマンドタクシーを利用したことのある人についても、平成28年の481人から令和2年には769人に59%増えております。

しかしながら、延べ利用者数は平成28年の1万1,224人をピークに年々減少の一途をたどり、令和2年には7,589人で67%にまで減少しています。

1人1回当たりの経費で見ても、平成28年には3,223円であったものが令和2年には4,618円まで43%上昇しています。

登録者と今まで乗ったことのある人が増えているにもかかわらず、延べ利用者が減少していることについて、どのように分析されておられますか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、西村議員から、デマンドタクシーに関する御質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

まず、デマンドタクシーとは、「ドア to ドア」の送迎を行う利便性と、乗合・低料金という特徴を兼ね備えた高品質の移動サービスになります。

県内では、現在、本町のほか、あわら市、高浜町、おおい町で本格運行をしており、福井市、坂井市でも実証運行を行っていると同っております。

若狭町のデマンドタクシーにつきましては、三方地域、上中地域にそれぞれ2台ずつタクシーを配置し、土・日・祝日を除く平日に予約型乗合いタクシーとして、平成28年度から本格運行をしており、今では、高齢者の方々など交通弱者の生活を守るために欠かせない交通手段であると考えております。

なお、御質問いただきましたデマンドタクシーの利用者数の分析につきましては、政策推進課長より答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、デマンドタクシーの利用者数の分析についてお答えいたします。

利用者数につきましては、延べ利用者数と実利用者数ともに、本格運行した平成28年度から平成30年度までは、ほぼ横ばいの数で推移しておりました。

しかし、令和元年度以降につきましては、コロナ禍の長期化から外出を控えられたこともあり、平成28年度と比較して令和2年度は約3割の減少となっております。

令和3年度につきましても、外出控えから令和2年度とほぼ同程度の利用者数になると見込んでおります。

一方で、1人当たりの年間平均利用回数につきましては、平成28年度の26回に対

して、令和2年度は24回と、コロナ禍であっても利用回数に大きな変化がないことから、日常的にデマンドタクシーを利用している方々にとっては、替えのきかない定着化した交通手段として日々活用いただいているものと分析しております。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。全てをコロナ禍のせいにしたくはないとは思いますが、コロナの収束を期待しておきたいと思います。

このデマンドタクシー制度を生かすためには、やはり利用者が増えることが第一番と思います。利用者が増えるためには、登録者も増えなければなりません。登録者を増やし、利用者を増やすためには、今までにどういった取組をされてこられたのか、また今後はどのように進めていこうと考えておられますか、お尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、これまでの利用者を増やすための取組と今後の取組につきましてお答えいたします。

これまでの利用者を増やすための取組につきましては、若狭町のホームページや広報紙への掲載、行政チャンネルによる周知など、あらゆる媒体を活用してデマンドタクシーの周知を行ってまいりました。

また、医療・福祉部署と連携して、病院や福祉施設等へのチラシの設置や高齢者の集まるサロンや会合の場を利用したPR、このほか、交通安全部署の取組として、免許返納者へのデマンドタクシーなどで使用できる割引乗車券を配布するなど、様々な方法で利用者の増加を図っております。

現在、利用者状況を分析しますと、利用者の約7割が80歳以上の方の利用となっており、65歳以上の方の利用割合になりますと、9割を超える状況となっております。

これまでの周知により、運転免許を持たない高齢者の利用が増加したと分析しております。ただ、対象となる方々のほとんどが既に利用登録されていることなどから、同じ方法で周知を行っても、今後、大幅な利用者の増加は見込めないと推測しております。

公共交通会議でも幾度となく議論しておりますが、デマンドタクシーは若狭町の公共交通機関として位置づけており、運転免許を持たない方だけでなく、運転免許を持つ方にも幅広く利用していただけることが理想でございます。

幅広い利用の方法としましては、例えば、雨や雪の日に自分で運転するのが心配な場合などに、無理に自家用車を運転するのではなく、デマンドタクシーを利用していただくことも利用方法の一つです。

今後の取組につきましては、毎年実施しております運転者講習会等などで、場面に応じたデマンドタクシーの活用方法の紹介や、三十三地区にあります嶺南運転者教育センターにチラシの設置を協力いただきながら、運転免許を持つ方にもデマンドタクシーを有効に活用していただけるよう周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。私個人的には、免許を返納して運転ができなくなってから利用するというのが何かイメージとしてあったんですけども、ただいまの答弁で、運転免許を持たない方だけでなく、運転免許を持つ方にも幅広く利用していただくというふうな答弁をいただきました。それも一つのいい案かなと思いますので、今後また、そういったPRも進めていただきたいというふうに思います。

令和元年に300円から500円に料金改定を行ったということですが、その際に、デマンドタクシーに乗る運動を行ったというふうにもお聞きをしました。どのような取組をされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、料金改定時の取組につきましてお答えいたします。

御承知のとおり、デマンドタクシーの運行には多額の費用がかかっております。このことから、行財政改革の一環として、料金の値上げと、より多くの方に利用していただけるよう、「乗合い率」の向上を目指した方策として、令和元年度に料金改定をさせていただいたという背景がございます。

具体的には、1回300円であった利用料金を1回500円に値上げさせていただき、乗り合いしていただいた場合には、これまでどおり、300円に据え置いて利用できるようにしております。

この料金改定に併せて、町営バス常神三方線からデマンドタクシーへの乗り継ぎの際、それぞれ料金が必要であったものを、町営バスとデマンドタクシー合わせて一律500円で乗り継ぎ利用ができるようにさせていただきました。

また、都市部で暮らす家族が若狭町で暮らす父母等の交通を支援できるよう、ふるさと納税の返礼品にデマンドタクシー割引乗車券を追加し、利用促進を図っておりますし、このふるさと納税はデマンドタクシーの維持にも役立てております。

なお、これまでに割引乗車券を活用して延べ87回の御利用をいただいております。

さらに利便性の向上策といたしまして、これまで電話予約のみで受け付けていたデマンドタクシーの予約をインターネットでも予約できるようにシステムを導入させていただき、24時間の受付が可能となっております。

これらの取組により、料金改定前の平成29年度と料金改定後の令和元年度を比較しますと、延べ利用者数については、コロナ禍の影響もあって、1万964人から8,917人へ約19%の減少となっておりますが、運賃収入については、322万4,000円から345万6,000円へ約7%増加、乗合い率についても1.19人から1.22人へ若干増加しております。

また、新規登録者につきましても、平成30年度が最も多い112人の方に御登録いただいております。デマンドタクシーの利用促進策としては一定の効果があったものと考えております。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。次の質問に移ります。

町民の方からの意見でよく聞きますのは、「デマンドタクシーという制度は、制度としてはいいけども、町内に限っているのはなぜかな。せめて小浜病院まで行けるといいのに」という意見をたくさん聞きます。改めて、運行エリアを町内に限っている理由についてお尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、運行エリアにつきましてお答えいたします。

御質問の中にありましたとおり、住民の皆様から、小浜病院を含めた町外へのデマンド運行を希望する声をいただいております。

まず、デマンドタクシーを運行するに当たりましては、公共交通会議等を通して地域住民や交通事業者等の同意を得た上で、道路運送法に基づく認可申請を運輸局へ提出し、認可をいただくことが必要となります。

デマンドタクシーは、「ドア to ドア」で移動ができ、かつ低料金で利用できる公共交通で、平成30年度の料金改定により、1回500円と値上げしておりますが、それでも他の公共交通と比較すると、かなり安く、利便性の高いものであることは御認識いただいているものと思います。

今回、御質問の中にごございました「小浜病院までのデマンド運行」を仮に可能としますと、住民の皆様にとってはサービス向上につながるメリットがございます。

しかし、同時に、今までJR小浜線やJRバス若江線、小浜市営のコミュニティバス、そして、民間のタクシーを利用して小浜病院に通われる利用者が、デマンドタクシーを利用することによって、デマンドタクシー以外の公共交通の利用者数を減少させることにつながりかねず、結果的に民間の運送事業者を含めた地域全体の公共交通の運営を圧迫し、衰退していくという大きなデメリットを生む可能性も否定できません。

こういったことから、町外へのエリア拡大を若狭町と町外市町、双方の公共交通会議に諮っても、容易に同意はいただけないものと考えております。

また、運行エリアの拡大は、タクシーの1回の運行距離が延びることになりますので、現状と同じ台数で運行すれば、利用者の希望時間に配車できないケースが増える可能性が高くなりますし、このために運行台数を増やすこととすれば、さらに経費がかかることとなります。

以上のことから、若狭町デマンドタクシーの運行エリアについては、町内に限定して運行させていただいております。

こうした現状がある中、少しでも利便性の向上が図れないかと、公共交通会議の同意を得て、令和3年11月からは小浜市の「新平野駅」を運行エリアに含めることができました。

ただ、この際にも、運送事業者からは、対象については、最寄り駅が新平野駅になる集落に限定することを条件に同意をいただいております。

町外へのデマンド運行について御要望があることは重々承知しておりますが、さきに述べましたとおり、近隣市町を含む地域全体の公共交通のバランスを考えることも重要でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。ただいまの答弁で、町外に行かない理由がよく分かりました。今回の答弁内容をQAとして、ホームページにぜひアップをしていただきたいと思います。

います。そして、町外へ何で行かへんのやという町民の方に、これを読んでいただくことで、理由をしっかりと理解していただくように、そういう提案をしておきますので、よろしくをお願いします。

昨今、高齢者のブレーキペダルの踏み違いによる事故が多発し、運転免許証の返納をされる方も増えているというふうに聞きます。そんな方からは、「デマンドタクシーが休日の運行もあるといいな」というふうな声も多く聞きます。

そこで、もし土曜日に拡大した場合の経費はどれぐらいかかるのでしょうか。

併せて、運行日を土曜日にも拡大するなどの検討はされたかどうか、お尋ねをいたします。よろしくお願いたします。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、土曜日の運行につきましてお答えいたします。

現在のデマンドタクシーにつきましては、土曜・日曜・祝日と年始年末を除きます平日のみを運行日としております。

かかる経費につきましては、年間約3,500万円を予算計上しておりますが、運行日を土曜日まで拡充した場合、委託事業者の運転手の追加確保や予約オペレーターの追加配置により、概算で約750万円の増額が必要となり、年間約4,250万円の経費になると考えております。

また、現在のデマンドタクシーの利用者は、大半が運転免許を持たない高齢者で占めている状況から、土曜日は御家族が自宅におられる御家庭も増え、利用ニーズは平日よりも低いと考えており、土曜日の運行につきましては、現時点では、公共交通会議に諮るなどの具体的な検討はしておりません。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。費用対効果から見ると、無理だという考えについて理解をいたしました。

公共交通機関の整備が決して十分とは言えない本町におきまして、交通弱者の高齢者の方やマイカー等を所有していない方にとっては非常にありがたい施策だと思います。しかし、その運行費用の経費が年間約3,500万円かかっているということも事実です。今後のデマンドタクシーの在り方については、このまま利用者が減少していけば、

存続も危ぶまれることにつながります。

財政的な観点からも含めてのデマンドタクシーの継続についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、今後のデマンドタクシーの継続につきましてお答えいたします。

デマンドタクシーを運行するには、年間約3,500万円の経費がかかります。これに対し、ふるさと納税を除く国や県の補助金、運賃収入を差し引いても1,500万円から2,000万円が必要になり、町の財政状況が厳しい中、デマンドタクシーの継続運行は大きな負担となります。

若狭町のデマンドタクシーは公共交通の一環として運行しておりますが、さきの御質問にお答えしましたとおり、利用者の9割以上が65歳以上の高齢者の利用であり、免許を持たない障がい者の利用も少なからずございますので、福祉サービスとしての側面も非常に大きい事業となります。

高齢者や障がい者など交通弱者の重要な交通手段となっていることから、代替案のない廃止につきましては、住民皆様の御理解を得られないものと考えております。

令和4年度当初予算におきまして、デマンドタクシーの利用者等へのアンケート調査に係る予算を計上いたしております。

デマンドタクシーの利用状況や利用ニーズ、運行に対する住民皆様の思いを詳細に把握して、今後のデマンドタクシーの在り方を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。デマンドタクシーの制度は大切な制度だと認識をしております。今後とも町民の意見を吸い上げながら、制度の維持に努めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

昨年9月から、「若狭町タクシー利用料金助成事業」（以下「お出かけタクシー」と呼ぶ）が始まりました。

「お出かけタクシー」の周知用のチラシには、「おでかけ応援タクシーチケット事業

（要支援・要介護者対象）」と「重度身体障害者等タクシー料金助成事業（障がい者対象）」の2つの事業が含まれていると記入されております。

この制度の始まる以前には、初乗り料金の補助がされていたということで、利用者からすると、一歩前進となる制度だと評価をいたしております。

この制度は、対象の方のうち、登録を行った方に年間に2万4,000円分の無料券（1枚500円の無料券を48枚）、これお渡しし、対象者が利用するというサービスでございます。

対象の方が利用して初めて評価がされるものですし、制度が発足してまだ半年ではありますが、現時点での状況についてお尋ねをいたします。

1つ目が、先ほどありました「デマンドタクシー」との違いですね、どんな方が対象なのか、またどうすれば利用できるのかなど、利用に当たっての注意点について簡単に説明をお願いします。

○議長（今井富雄君）

佐野福祉課長。

○福祉課長（佐野明子君）

それでは、西村議員の御質問にお答えいたします。

この若狭町タクシー利用料金助成事業につきましては、買い物や病院通院など日常生活において、移動手段の確保が困難な高齢者の中でも介護が必要な高齢者を対象に「おでかけ応援タクシーチケット事業」といたしまして、昨年9月より新たに実施しました移動支援のための事業でございます。

また、これまで障がい者の方を対象に実施してまいりました「重度身体障害者等タクシー助成事業」の事業内容も併せて見直しをし、動作や移動の際の身体的負担が大きい方への移動手段の支援策として実施しています。

「おでかけ応援タクシーチケット事業」（以下「おでかけタクシー」）とさせていただきます。

「おでかけタクシー」と「デマンドタクシー」との違いでございますが、「デマンドタクシー」は、平日に運行する予約型の乗合いタクシーで、不特定多数の方を対象とする公共交通としての交通手段でございます。一方、「おでかけタクシー」は、介護が必要な高齢者や障がい者の方を対象とする移動支援でございます。

「デマンドタクシー」の運行エリアは町内となっております。一方、「おでかけタクシー」は県内で御利用いただくことのできるタクシーチケットで、福井県タクシー協会に加盟する県内61社の民間タクシーで御利用いただくことができるものでございます。

また、車いすなどを御利用の方につきましては、町内の介護タクシーを利用する際にもお使いいただくことができます。

おでかけタクシーの利用日につきましては、土曜後、日曜日、祝祭日、(早朝や夜間)にも御利用いただくことができます。

おでかけタクシーは、毎年7月から1年分のタクシーチケットを申請手続により交付をさせていただきます。御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長 (今井富雄君)

西村 毅君。

○3番 (西村 毅君)

ありがとうございました。介護が必要な高齢者の方が対象、違いとしては、県内でいつでも使えるといったような違いがあるということです。

先ほどのデマンドタクシーのときにも言いましたが、ぜひ今の答弁の内容をQAの形で町のホームページにアップしていただいて、関係者の方に見ていただいて、こういう制度があるよというPRをしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、この制度の対象者数と現時点での登録者の方の数、併せて現時点での利用者数と利用実績金額についてもお尋ねをいたします。

○議長 (今井富雄君)

佐野福祉課長。

○福祉課長 (佐野明子君)

それでは、お答えいたします。

「おでかけタクシー」の対象者につきましては、介護保険の要介護または要支援の認定がある方で、かつ世帯全員が住民税非課税に当たる方が約360名、また、人工透析が必要な方など「特定疾病療養受療証」をお持ちの方、約50名を見込んでいます。

「重度身体障害者等タクシー助成事業」においては、障害者手帳の所持者を対象としており、身体障害者手帳1級と2級(のうち下肢、体幹、視覚障害のある方)243名、療育手帳133名、精神手帳97名で、合計473名を対象と見込んでいます。

令和4年2月末現在、申請によります登録者は、「おでかけタクシー」16名、「重度身体障害者等タクシー」48名でございます。

利用実績につきましては、令和3年9月から令和4年1月までの「おでかけタクシー」の利用者は12名、助成額8万2,000円、また、「重度身体障害者等タクシー」は利用者16名、助成額11万5,500円でございます。

○議長 (今井富雄君)

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。まだ制度が始まって半年ということですので、まだまだ対象の方も少ないというふうに思います。今後また広げていっていただきたいというふうに思います。

それから、次に、本事業の対象者への周知、PRはどのようにされたのか、お聞かせください。

また、利用者の方からの評価についても、把握されている部分があればお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

佐野福祉課長。

○福祉課長（佐野明子君）

それでは、お答えいたします。

周知方法につきましては、町のホームページや広報紙、令和3年8月号への掲載、また、民生児童委員協議会や居宅介護支援事業所、障害福祉相談事業所への周知、介護支援専門員連絡会などでの事業概要の説明、また、窓口での相談や申請などに来られたときは、随時、御案内を行っております。

ただ、事業開始が昨年9月からということもあり、まだまだこの事業が浸透していないことも考えられます。今後も引き続き、広報紙、ホームページ、行政チャンネル等で定期的な周知と窓口相談などでの個別での御案内に努めてまいりたいと考えております。

御利用者からの評価につきましては、事業開始から5カ月ということもあり、利用者からの声は、現時点においては拾えておらず、評価できる状況には至っておりません。

今後、利用者やケアマネジャ等から機会を捉えて御意見をお聞かせいただきながら、事業内容を検証してまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。この対象の方の利用というのは、制度を知らないと使うことができません。対象の方にPRをしっかりとさせていただくようお願いをしておきます。

次の質問です。

先日、透析を週3回、小浜病院でされている方とお話をする機会がございました。

今は子どもや友人に送迎を頼んでいるということですが、都合がつかないときにはタクシーで行くことになるということで、タクシーですと、片道5,000円かかるということです。今の通院方法ができなくなったときを想像すると、ちょっと心配ですという話を聞かせていただきました。

この方の場合、年間、全てタクシーで利用とすると仮定をしますと、約150万円を超える額となります。どうしてもタクシーを使わざるを得ないときに、タクシー利用後の手続をすることで、そのタクシー料金の一部が補てんされるといった制度についても一考してはどうかというふうに思います。

こういった内容について、町のお考えをお願いします。

○議長（今井富雄君）

佐野福祉課長。

○福祉課長（佐野明子君）

それでは、お答えします。

移動にかかります経済的負担の軽減につきましては、人工透析患者の方に限っての町の支援は現在ございません。

おでかけタクシーでは、人工透析が必要で「特定疾病療養受療証」を所持しておられる方は対象とさせていただいており、現在、1名の方が登録されておられます。

腎臓疾患により人工透析を受けておられる方は町内に約30名おられます。しかしながら、人工透析を行う医療機関は町内にはなく、嶺南では4カ所、高浜町と小浜市にそれぞれ1カ所、敦賀市に2カ所といった状況でございます。また、近隣では、高島市に1カ所ございます。

2日に1回通院し、透析を行わなければならない方は、町外の限られた病院でしか人工透析ができないことから、通院には、自家用車、家族の送迎、公共交通機関を乗り継ぐなど、何らかの方法で通院をされておられます。中には、移動に身体的、経済的負担が強られる方がおられることも承知しております。

遠距離の移動に時間を要する方については、透析後の体調不良を考慮し、その手だてとして、障害福祉サービスで通院介助も対応することもできますが、サービス利用についてはほとんどない状況でございます。

議員御指摘の経済的支援につきましては、まず、現在のおでかけタクシー助成事業の評価、検証を進めてまいりたいと考えております。

透析通院しておられる交通弱者への支援につきましては、地域の医療事情を考慮した上で、西村議員の御意見でもある移動費用の補てんといった経済的支援を含めた移動支

援の在り方について調査や検討をする必要があるものと考えております。

高齢者の方も障がいをお持ちの方も、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けまして、今後も努めてまいりたいと考えております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。透析にこだわって言っているのでは毛頭ございませんし、全て補てんをとというふうなことも考えておりません。ただ、この制度も始まって半年の制度でございますので、ぜひ次回の検討の際には、より住民の方、より利用者のためになるように、改善が進むように期待をしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 4時11分 休憩）

（午後 4時20分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

13番、北原武道君。

なお、北原武道君より、資料提示の申入れがありましたので、これを許可しました。

北原武道君の質問時間は午後5時20分までとします。

○13番（北原武道君）

町長は、子ども、若者に関わる施策に大変力を入れておられると思いました。

この関連で質問をいたします。

途中で、「小浜線補完バス」に関する質問などというものも行います。話がちょっと行ったり来たりになります。

この「補完バス」に関する質問は、お金の使い方に無駄が感じられますので、私は、

一般質問の最後に、「小浜線利用の中学生、高校生の運賃補助に回してはどうか」と、
こういう提案を行います。この提案につなげるための質問でございます。

では、最初に、町長が就任と同時に立ち上げられた「わかさで輝く奨学金返還支援事業」
ですが、初年度が終わろうとしております。この実績をお尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、北原議員から、「わかさで輝く奨学金返還支援制度」の実績に関する御質
問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

全国的に進む人口減少、少子高齢化は、若狭町でも同様に進行しており、大きな課題
となっております。

進学のために町外に転出をし、そのまま町外で就職し暮らす方も多い中、若者の定住
及びUターン就職のさらなる促進を図るため、昨年、「わかさで輝く奨学金返還支援制
度」を創設いたしました。

この制度は、美方高校で行われました、SDGsを学習し、地域や身の回りにあるテ
ーマで研究を進める探究学習において、奨学金返還支援制度を中心に研究したグループ
が「地元に戻りたくなるまちづくり」と題し、発表されたものがきっかけとなり、誕生
いたしました。

この制度は、大学や高等学校等を卒業後、若狭町に定住する出身者に対して奨学金の
返還を支援する制度であり、町内にUターンする方には50万円、さらに勤務が町内の
事業所の場合は50万円を加算した100万円、また、医療職や介護職として町内の医
療機関または介護事業所に勤務する場合には、さらに30万円を加算した130万円を
5年間に分けて交付するものでございます。

御質問に対する詳細な説明につきましては、担当である政策推進課長から答弁をさせ
ますが、この「わかさで輝く奨学金返還支援制度」により、若狭町で育った子どもたち
が、大学等で学び、成長し、若狭町に戻ってきて活躍をしていただけるよう応援してい
くとともに、町内への定住及びUターン就職の促進に積極的に取り組んでまいりたいと
考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、「わかさで輝く奨学金返還支援制度」の実績につきましてお答えいたしま

す。

令和4年度の支給見込み件数は、令和4年2月時点では11件で、支給予定総額は110万円となります。

内訳としましては、町内に所在する事業所での勤務の方が5名、町外で勤務の方が6名、医療職・介護職に該当する方はおられません。

この制度をきっかけにしてUターンされるという方は、制度がスタートしたばかりのため、おられません。実際に制度を利用される方や問合わせをいただいた方からは、「補助金をもらえるということよりも、このような取組やこういった環境づくりの姿勢がうれしい」「経済的負担も軽減され、若狭町に帰ろうという思いの後押しになる制度であり、ありがたい」といった声や、「地元就職志向の若者が増え、企業の雇用促進につながりとてもありがたい」といった町内企業からの声もいただいております。

本制度につきましては、奨学金を借りる前の中学生、高校生にもしっかり周知することにより、将来、若狭町へのUターンを意識づけていきたいと考えております。

未来を担う若者が、経済的な不安を持つことなく、地元で、より豊かで幸せな生活を送っていただけるよう応援していきたいと考えておりますし、「わかさで輝く奨学金返還支援制度」が若狭町に帰ってくるきっかけとなるよう、これからも積極的にPRするよう取り組んでまいります。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

Uターンの決め手になったかどうか分からないけれども、この制度は大変喜ばれている、このような答弁でございました。11名の方がこの制度を活用されたということで、私は、まずまずのスタートだと評価いたします。

続いて、「小浜線補完バス」の実績について伺います。

北陸新幹線が敦賀までやってくる、観光客を呼び込まなければならない、今からこのチャンスに備えなければならない、このような考え方に基づいて、本町では、「小浜線補完バス」という社会実験を行いました。

この社会実験を実施するために280万円、実験結果を分析するために153万4,000円、これが令和3年度の予算でありました。

この社会実験は令和4年度も継続し、令和5年度からは本格運行という予定になっております。

私は、この社会実験は、「新幹線が敦賀まで延びてくる」とはいえ、あまりにもはし

やぎ過ぎ、前のめりな実験であると思います。新幹線が実際に敦賀まで来るようになった時点で、観光客の「実際のニーズ」をしっかりとつかみ、そのニーズに合った交通対策を講じる、それで十分であると思います。

153万4,000円もかけて、この実験の分析・検証・改善が行われるわけですが、とりあえず、この社会実験の実績についてお尋ねをいたします。

1、乗客数、その内訳、運賃収入

2、この実験運行をそのまま「本格運行」と仮定した場合の運行コスト

以上、お答えください。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、JR小浜線補完バス運行の実績につきましてお答えいたします。

北陸新幹線敦賀開業を見据えた二次交通の実証実験として、昨年11月から12月に敦賀駅から美浜駅、レインボーライン山頂公園などを経由し、三方五湖を一周する「ゴコイチバス」を三方五湖エリア全体協議会が主体となって運行されました。

本町でも、この「ゴコイチバス」の運行に併せ、三方五湖に訪れた観光客をさらに他の観光地へ誘導し、また、逆に、関西方面から熊川宿に訪れた観光客を三方五湖エリア等へ誘導し、周遊手段の充実と滞在時間の延長が図られるよう小浜線のダイヤが希薄な時間帯をバスで補完する実証実験を行いました。

これは、「ゴコイチバス」と連絡し、三方駅から国道27号を通り、瓜生公民館を経由して熊川宿までを結ぶルートで、昨年11月の土曜・日曜・祝日の計10日間、1日3往復、運行いたしました。

今回の実証バスの目的は、二次交通の必要性や利便性、観光客がバスを利用し移動した場合の問題点などを利用者等から把握し、本格運行する場合の参考にしようとするものでございます。

計画段階では、観光客を対象の中心としておりましたが、三方駅から瓜生公民館の間はバス停を設けず、道路上で手を挙げて乗車する「フリー乗降」の方式を採用し、町民の利用についても確認することを追加し、運行いたしました。

御質問の乗車人数でございますが、全区間で延べ94人、うち町民は延べ38人ございました。

また、三方駅と瓜生公民館の間で行ったフリー乗降は延べ17人に御利用いただきました。

運賃でございますが、1乗車当たり、どの区間でも300円で、2日間乗り放題のフリー切符は500円、子どもと障がい者はそれぞれ半額に設定し、運賃収入としましては、合計2万2,450円でございます。

仮に同じ運行条件で本格運行に移行した場合、単純な運行コストのみでございますが、約50万円から60万円と想定しており、採算性を確保するには、乗車人数を増加させるさらなる工夫が必要であると考えております。

本格運行につきましては、運行コストのみで判断するのではなく、間接的に観光誘客効果や地域への消費効果など総合的な判断を要すると考えており、今回は、コロナ禍で運行期間が延期されるなど日程が定まらず、周知も行き届かなかったという点もございましたので、周知や利用促進策の改善、ダイヤ等の環境改善も図り、多角的な側面から引き続き検証してまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

ただいま1日3往復、つまり6便、10日間で60便ということで、この60便のトータルの数字をお答えいただきました。このバスが運行されれば、仮説どおり、「観光客がどんどん若狭町を訪れるようになるのかどうか」、その見通しをただいまの数字から判断できるのか、この点は専門的な分析を待ちたいと思います。

しかし、今の実績の数字をお聞きした限りでは、あえて実験しなくても、あらかじめ想定できる程度の実験結果、数字であったと私は思います。

そして、この「実験バス」を大いに使ってもらう、あるいはカーシェア、これを使ってもらう、そういう目的で、このバスの利用にプレミアム、特典ですね、プレミアムをつけました。このプレミアムの実績・効果についてはいかがですか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、フリー切符や店舗利用チケットなど、プレミアムの実績につきましてお答えいたします。

フリー切符につきましては、2日間乗り放題のほか、熊川宿内の各店舗で割引が受けられる店舗利用チケットとレンタサイクル利用券がついており、大変お得な切符でございます。

今回、地域の商店の御協力もいただき、当初予定しておりました以上の割引を設定し実施させていただきました。

このフリー切符には、41名の方に御利用いただき、店舗での割引利用は31件ございました。また、レンタサイクルにつきましても5件の御利用がございました。

店舗での割引により、地域商店には六、七万円程度の経済効果があったと推定しております。

また、乗客へのアンケート結果からは、フリー切符と割引サービスについては肯定的な回答がほとんどでございました。

今回の実証バスにつきましては、さきに答弁させていただきましたとおり、北陸新幹線の敦賀開業を見据えた二次交通について、観光客等がバスを利用し移動した場合の利便性のほか、問題点、改善点などを把握するものでございます。

これを本格運行の可能性を探るための参考としつつ、若狭町における二次交通の確保の在り方を検討してまいりたいので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

ただいまプレミアムが活用された件数についてお答えいただきました。しかし、「プレミアムがついているので、このバスに乗った」という、「プレミアムをつけたことの効果」、この効果を計測するのが「プレミアム実験」の目的ですが、この効果という点については、はっきりしたお答えはありませんでした。これも専門的な検証の報告を待ちたいと思います。

次の質問に移ります。

町長は、選挙公報で、公約として、「高校生の通学費助成」を掲げておられました。そこで、町長に就任された最初の議会、つまり昨年6月議会で、私は、「この通学費助成はいつ実施するのか」とお伺いをいたしました。そのとき、町長からは、「令和4年度以降の実施に向けて検討する」と、このようなお答えをいただきました。その後、どのような検討が行われたのか、現在の進捗状況はどうか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、北原議員から、高校生の通学費助成に関する御質問をいただきましたので、

お答えいたします。

新しいまちづくりを進める中で、「心豊かな暮らし」の実現を目指し、町のそれぞれの施策において、子どもの最善の権利、そしてまた、子育てをされておられる当事者を支援することを念頭に「子どもまんなか社会」の視点に立って、事業に取り組んでまいりたいと考えております。

議員御質問の、高校生の通学費助成につきましても、子育て中の御家庭を支援する目的でございますが、子育て世帯の教育に係る費用は、少なからず御家庭の負担になっていることから、子育て中の御家庭を支援することにより、子どもへの教育の充実につなげてまいりたいと考えているところでございます。

また、昨年10月よりJR小浜線が減便となりました。県及び沿線自治体では、サポーターづくりや回数券キャンペーンなどの利用促進を行っており、若狭町では、小・中学生の団体利用補助やシニア利用の補助制度などを設けて、さらなる利用促進を図る中、高校生の多くは通学で小浜線を利用されていることから、小浜線利用促進の観点からも高校生への通学助成を検討してまいったところでございます。

そこで、現在、高校生に対しては、定期券購入費の5%を補助しているところでございますが、令和4年度からは10%に補助を引き上げさせていただきたく考えております。

この制度につきましては、各種媒体を通じて周知を行うとともに、高校新2年生、新3年生を対象に、定住促進を呼びかけるイベント「じぶんのみらいミーティング」を今月末に開催を予定しておりますので、その場においてもPRしてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

選挙公約どおり「実施します」ということで、なかなか「あっぱれ」というふうに思います。今後は、胸を張って「補助」と言えるレベル、つまり半額補助程度を目標にさせていただきたい、そのように希望いたします。

次の質問に移ります。

新聞報道によりますと、これなんですけれども、福井県は全市町対象に「全天候型の子どもの遊び場を整備する場合、1億円を支援する」と、こういう事業を今年度からスタートさせる予定とのことでございます。既に県から連絡が来ていることと思います。この事業の詳細について説明をお願いします。

○議長（今井富雄君）

佐野福祉課長。

○福祉課長（佐野明子君）

それでは、北原議員の御質問にお答えします。

県の遊び場整備補助の事業概要でございますが、天候にかかわらず、子どもたちが安心して遊ぶことができる遊び場を充実し、心身ともに健やかな子どもの育ちを支援するため、全天候型の子どもの遊び場整備に要する費用を助成するものとなっております。

事業内容は、全天候型の遊び場の新設、既存施設を機能向上するための改修、または拡充する事業への整備費が対象となっております。

実施主体は市町、補助対象経費としては、実施設計費、遊具等の備品購入費を含めた工事費がございます。

補助基準額は上限1億円、補助率は県が10分10となっており、事業期間は令和4年度から令和8年度の5カ年、1市町が1億円に達するまで複数事業として活用することも可能となっております。

施設利用に当たり、不特定多数の方が天候にかかわらず利用できる遊び場であること、原則無料で利用ができ、営利目的で運用される遊び場でないこと、また、土曜日、日曜日の両日を含め週3日以上の開設をすること等が条件となっております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

「1億円の範囲内で、全額、県が負担する」と、大変おいしい話でございます。この補助事業、本町では、どのように活用することを想定していますか、想定案があれば、紹介してください。

○議長（今井富雄君）

佐野福祉課長。

○福祉課長（佐野明子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

遊び場整備の対象年齢といたしまして、0歳から12歳を想定しております。

遊び場の活用事例につきましては、屋内に子どもたちが遊べる木製のジャングルジムや滑り台、よじ登りができる壁などを設置されている、そういった施設もございます。

現在、遊び場整備が考えられる関係部署への意見集約をさせていただいております。

今後、子育て支援センターなどで子育て世代の皆様からも御意見・御要望等もお聞き

かせいただき、子どもの遊び場を整備する上で、よりよい場所を選定してまいりたいと考えております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

今、対象年齢としては、0歳から12歳を想定していると、このようなお答えでございました。よくお聞きしましたら、これは福井県が決めていることだそうでございます。

実は、先ほどの新聞記事ですね、2月5日の福井新聞ですが、この記事を読みまして、私、質問通告をしたんですけど、この記事では、「0歳から12歳までの子どもを対象とした施設」というふうな、そういう説明はございませんでした。

それから、1市町に1カ所ずつ施設をつくるんだと、その1カ所の施設整備に最高1億円の支援をすると、そういう記事だったものですから、私、この記事を見まして、これ若狭町の全ての年代の子どもたちが遊べる「センター的な施設」なのだろうなと思いまして、実は廃校になった「明倫小学校」のことを頭に浮かべたんですが、これは新聞記事をうのみにしました私の「はやとちり」だということが分かりました。御答弁をいただいて、そういうものではないと、福井県の想定は、幼児ないし児童の遊び場であり、しかも、町内に複数箇所、設置することができると、こういうことも確認させていただきました。

そうなりますと、町内からは、いろいろな要望が出されてくるのではないかと考えられます。この要望のヒアリングはどのようにされますか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えいたします。

子育てについての悩みや不安の解消につながるよう、昨年12月から子育て支援センターに意見箱を設置させていただき、様々な御意見をお聞かせいただいているところでございます。

意見箱には、「子どもが雨の日でも晴れの日でも遊べる場所をつくってほしい」と子どもさんが遊べる居場所についての御要望をいただいております。また、現在、関係部署への意見集約もさせていただいております。

今後さらに子育て支援センター等で、子育て世代の皆様の御意見、御要望等もお聞きしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

確認します。「赤ちゃんから小学校6年生ぐらいまでの幼児や児童」、このような子どもたちが「雨の日でも遊べるような遊び場」、そんな遊び場として、どこにどんな施設を設置してほしいか、意見のある方は、「子育て支援センター」の意見箱に投函していただきたい、このようなことでございますね。

この福井県の補助事業は今年度スタートです、5カ年にわたる事業だということでございます。本町としては、どのようなタイムスケジュールを考えておられますか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、北原議員の御質問にお答えいたします。

福井県の遊び場整備補助事業は、子ども・子育て支援政策の一つであり、県民アンケートなどで要望が多かった全天候型の遊び場整備への支援を大幅に拡充したものでございます。

2月10日に行われました杉本知事の定例会見でも、全国トップクラスの支援をさらに引き上げ、楽しく子育てをし、「日本一幸福な子育て県」にしたいと意欲を示されており、令和4年度の目玉施策の一つでもございます。

本町といたしましても、令和4年度政策推進方針の重点ポイントである「子どもまんなか社会」の構築に向け、子ども・子育て支援の充実を図っていくため、有効に活用し、よりよい事業につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、令和4年度は事業の計画期間と考えております。令和5年度以降に事業を積み上げ、事業スケジュールを立ててまいりたいと考えております。

また、県との調整も併せて図らせていただきたいと考えておりますので、今後、この事業につきましては、施設運営方法や施設管理費等のランニングコスト、安全管理が必須となりますので、そのようなことも考慮し、検討を重ねていくことが重要であると考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

次の質問に移ります。

パレア若狭は、本町の文化活動の拠点であります。図書館が設置されていることに加え、数多くの文化イベントが開催されています。

本町の中学生、高校生にとって、文化的素養を高めるために、パレア若狭を大いに活用することが望まれます。

パレア若狭の事業において、特に中学生、高校生に有意義であると思われる事業を、令和3年度の事業を例に挙げて、全て紹介してください。

併せて、現在の中学生、高校生の利用状況、これもお尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

中村パレア文化課長。

○パレア文化課長（中村和幸君）

北原議員の御質問にお答えいたします。

御質問の令和3年度のパレア若狭の自主事業につきましては、パレア若狭文化事業企画委員会で検討、指導をいただきながら、余暇の充実はもとより、学習的要素に加え、生涯学習的要素も視野に入れて展開しております。

また、共通テーマを「元気」とし、コロナ禍においても元気を出してもらえる事業を実施しております。

その中でも、御質問の中学・高校生には、「自分の物の見方で、自分なりの考え方を身につけること」ができるよう、学校での授業以外で本当に優れたものに出会える機会づくり、体験できる場の提供を考えております。

まず、音楽ホール事業では、プロの出演者による芸術性の高い公演を、より気軽に体験できるよう様々なコンサートを開催しております。

特に昨日開催の今川裕代さんのデュオコンサートでは、地域の小学生から高校生を対象に今川さんのレッスンを受けていただき、その受講生7名がプロの演奏家と共演する機会を設けました。

例年開催しております地元美方高校と京都の大谷中学、高校の吹奏楽部による若狭ブラソフェスタにつきましては、同年代の学生が交流し、影響し合い、研さんを図る大変よい機会となっておりますが、残念ながら、コロナ禍により、2年連続で中止となっております。

ギャラリーでは、全国的に著名な作家の貴重な作品を身近に楽しんでいただける企画として、絵本作家の「あべ弘士展」「かこさとし展」を開催し、児童生徒や子育て世代

に大変好評でございました。

現在は、日展に21回もの入選をされました井ノ口区出身の洋画家「松宮 昂展」を開催しており、中学・高校生の皆様には、先生の作品だけでなく福井県の文化芸術の発展に多大な貢献をされた方が地元におられたことを知っていただけたらと思います。

カルチャー事業では、今年度から新たに、閉館後の図書館を利用した「夜の図書館」と題した企画を展開しております。

1月には福井商業高校チアリーダー部 J E T S の顧問、五十嵐裕子先生と O B による講演会とチアダンスの披露をしていただきました。

当日は、J E T S に入部を希望している子どもさんも参加されており、先生や O B の皆さんと交流する場面もございました。

また、福井大学の先生方による「てつがくカフェ」も今年度より開催しており、初回は小学生から70代まで幅広い年代層の参加がありました。

課題に対して、自分で徹底して考えることや参加者と一緒に思考を深める場となっており、今後も回数を重ねてまいりたいと思いますので、中学・高校生の皆様にはぜひ体験していただきたいと考えております。

貸館事業としまして、音楽ホールでは、上中中学校、三方中学校、美方高校吹奏楽部の定期演奏会や合唱コンクール、ギャラリーでは、美方高校や若狭東高校の文化部の作品発表の場として活用いただいております。

高校生の皆様には、ボランティアとしてもパレア若狭事業に協力をいただいております。

音楽ホールで開催される各種イベントや「ハート&アートフェスタ」には、町内外の高校生がボランティアとして多数参加してくれており、来場者からも大変好評をいただいております。

町内の2つの図書館では、県内トップクラスの利用を誇っておりますが、読書だけでなく、自習室などでたくさんの中学・高校生が勉強に励んでおります。

中学・高校生時代は、子どもから大人への転換期にあり、個人によって読書量が大きく変わってしまう傾向があります。部活動や受験勉強に忙しい年代でも等しく読書に親しめるよう、館内に中高生向けの本を集めた「ティーンズコーナー」を設け、図書館スタッフによる解説（惹句（じゃっく））などを設け、手に取りやすい環境を整えております。

以上のように、中学・高校生をはじめ、たくさんの御利用をいただいておりますが、さらなる御利用をいただけるよう頑張っておりますので、御理解と御指導を賜ります

ようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

丁寧な説明をいただきました。本町の中学生、高校生がもっともっとパレア若狭を活用することが望ましいと思います。

さて、先ほど町長からも話がございました。JR小浜線の利用者を増やすことが嶺南地方の大きな課題になっています。

本町には、気山から上中まで7つの駅がございます。新平野も含めると、町民の最寄り駅は8つになります。これは嶺南6市町の中では、断トツの駅の数でございます。つまり、若狭町は「小浜線に沿ってできている町である」と言うことができます。

また、少し大げさですが、「小浜線の運命は若狭町にかかっている」と、このようにも言えるかと思ひます。

ところで、車社会の現代にあつて、小浜線に乗ってくれるのは誰か、成長に伴い、うんと行動範囲が広がっているにもかかわらず、自分で車を運転できない中学生や高校生こそ小浜線に乗ってくれる主役であると、そして、小浜線の利用者を増やすという点で中学生、高校生にもっと小浜線を利用してもらいたい、私は、このように考え、以下の質問を行います。

まず、現在、小浜線の利用促進のために町はどのような助成制度を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、次に、北原議員から、小浜線の利用促進のための助成に関する御質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

現在、小浜線利用促進の助成制度につきましては、定期券購入の補助や切符購入の際のポイント付加、団体旅行の助成などがあり、その財源は嶺南広域行政組合からの核燃料税を財源とした「公共交通機関利用促進事業補助金」を100%充当しているところでございます。

このうち、切符購入額に応じて「レピアカード」もしくは「わかさ東ふるさと元気スタンプ」へポイントを付加する助成制度があり、どなたでも御利用いただけます。

また、イベントへの助成制度もございます。例えば、パレア若狭で団体等が主催する

イベントにおきまして、小浜線の利用促進も兼ねていることを位置づけ、小浜線を利用して当該イベントに参加される方に切符をお渡しいただくと、上限はございますが、その運賃分を補助することができます。

これは、パレア若狭に限らず、かみなか農村運動公園やさとうみパークなどの町内の公共施設をはじめ、町内の民間施設でも実施することが可能でございます。

小浜線利用促進に係る各補助制度の周知強化と利便性向上を図るとともに、町や民間事業者の事業、イベント等に小浜線利用を位置づけていただけるよう働きかけるなど、相乗効果を高める取組を今後も進めてまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

ただいま助成制度全般について御説明いただきました。

私は、知らなかったんですけども、「イベント助成制度」というものがあると、イベントの主催団体が「このイベントは、小浜線の利用促進に貢献します」と、こういうコンセプトのもとに、町に運賃補助の申請をしますと、町がイベントの参加者に小浜線の運賃補助をする、このような制度だということでした。

私は、先ほど、パレア若狭の事業の中で、「特に中学生、高校生に有意義と思われるものは何か」とお尋ねをいたしました。たくさんお答えをいただきました。

これらのイベントの中で、とりわけ有意義なものをパレア文化課なり教育委員会なりが「推薦イベント」として認定する。映画などに「文部科学省選定」という認定方式がありますが、そのようなイメージですね。

そして、「推薦イベント」に参加した中学生、高校生に小浜線の運賃を補助する、このことを提案したいと思います。

パレア若狭は上中駅の近くにありますが、本町には、JR小浜線に乗らないとパレア若狭には行けない中学生、高校生がたくさんいます。彼らにとって、気軽に小浜線に乗れるようになれば、パレア若狭が身近になり、イベントなどに参加する中学生、高校生が増えるのではないのでしょうか。小浜線の利用者も増えることになります。

町として、パレア若狭のイベントの中で、中学生、高校生向けの「推薦イベント」を認定する、このことですね。それから、このイベントに参加した中学生、高校生に「小浜線の運賃を補助する」、この2つを提案いたします。見解をお聞かせください。

○議長（今井富雄君）

中村パレア文化課長。

○パレア文化課長（中村和幸君）

それでは、御質問にお答えします。

パレア若狭での「推薦イベント」の認定につきましては、教育関係機関と協議しながら、中学・高校生向けに認定制度を検討してまいります。

また、「小浜線の運賃を補助する」についてですが、推薦イベントにて御来場いただいた中学・高校生への小浜線利用補助につきましては、ハートアンドアートでの利用補助の実績もございますので、小浜線利用促進につながるよう今後検討してまいります。

また、貸館でのイベントなども年間を通して多数開催されておりますので、その主催者に小浜線利用促進に伴うイベント助成制度の活用を働きかけるなど、誘客との相乗効果につながる取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

大変前向きな答弁をいただいたと思います。ぜひ実現していただきたいと思います。

ところで、何と言っても、先立つものは財源でございます。

私、先ほど「小浜線補完バス」の社会実験はあまり実施する意味がないと申しました。この社会実験に使われているお金、これは、大本をたどれば、かつての「琵琶湖若狭湾快速鉄道積立金」の若狭町分であります。「快速鉄道」は、町民の期待が大きかっただけに、その積立金はできる限り大切に使わなければなりません。私は、「小浜線補完バス」の社会実験というようなものにこのお金を使うのではなく、今、提案しています、パレア若狭の「推薦イベント」に小浜線を使って参加する中学生、高校生、彼らへの運賃補助にこそ、このお金を使うべきである、このように思います。このための社会実験をして、その社会実験に使ったらどうかというふうに思います。この点について見解をお尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、北原議員から、琵琶湖若狭湾快速鉄道積立金の有効活用に関する御質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

快速鉄道積立金を原資といたしました基金の用途につきましては、県や各市町との合意事項により、「小浜線の利便性の向上」や「広域交通の整備・充実」「新幹線駅の整備・強化」「小浜線各駅の整備・強化」「小浜線各駅へつなげる新たな公共交通手段の

整備」となっております。

議員御指摘のとおり、町民の期待が大きかった快速鉄道の積立金を原資とした基金でもございますので、関西方面との結びつけなど、その意を酌んだ取組に有効活用したいと思っております。何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

この「小浜線補完バス」の社会実験は、嶺南広域行政組合の「縛り」がかかった事業であると、快速鉄道のお金は「補完バス」のような事業に使うことに決められているんだと、こういう御答弁でした。

本町は、嶺南広域行政組合のれっきとした構成自治体です。決められたことに縛られるだけでなく、決めるときに、あるいは事業の途中でも、本町の意見をもっと主張していただきたい、そのように思います。

いろいろ財源の苦労もあるかと思えますけれども、パレア若狭の「推薦イベント」をつくる、これに参加する「中学生、高校生への小浜線運賃補助」をする、ぜひこれ、実現していただくよう、大きな期待をもって、再度、要望しておきます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 5時12分 休憩）

（午後 5時16分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

～日程第3 議案第2号から日程第10 議案第9号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第3、議案第2号「令和3年度若狭町一般会計補正予算（第7号）から日程第10、議案第9号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第3号）」までの8議案を一括議題とします。

この8議案については、去る3月1日に予算決算常任委員会に審査を付託したものであり、その審査報告書が提出されました。

予算決算常任委員会委員長からの審査報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、坂本 豊君。

○予算決算常任委員会委員長（坂本 豊君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る3月1日、令和4年第2回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第2号「令和3年度若狭町一般会計補正予算（第7号）」から議案第9号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第3号）」までの8議案であります。

議案審査のため、3月1日、午前11時34分より、委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第2号「令和3年度若狭町一般会計補正予算（第7号）」では、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億4,880万2,000円を追加し、予算総額を121億8,291万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、地方交付税1億9,511万5,000円の増額、国庫支出金1,067万7,000円の増額、県支出金2,343万1,000円の増額などでありま

す。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費では、ケーブルテレビネットワーク更新事業8,526万3,000円の増額、減債基金費への積立金7,264万6,000円の増額など、合わせて1億4,674万9,000円の増額。

民生費では、社会福祉施設管理事業279万8,000円の減額、後期高齢者医療事業535万3,000円の減額、子ども医療費助成事業で506万3,000円の増額など、合わせて967万8,000円の減額。

衛生費では、上中診療所負担金事業6,500万円の増額、清掃総務費685万8,000円の減額、一般廃棄物処理事業477万4,000円の減額など、合わせて5,115万9,000円の増額。

農林水産事業費では、有害鳥獣対策410万円の減額、嶺南地域有害鳥獣処理施設運営管理事業450万円の減額、森林環境保全整備事業440万9,000円の減額、漁港維持管理事業350万円の増額など、合わせて1,651万7,000円の減額。

商工費では、温泉設備管理事業491万円の減額、勤労福祉会館施設管理事業100万円の増額、観光施設管理事業142万円の増額、各種事務事業の精算など、合わせて134万円の減額。

土木費では、除雪対策事業5,600万円の増額、国土強靱化機械整備事業3,000万円の増額、道路改修事業1,000万円の増額など、合わせて9,600万円の増額。

消防費では、消防事業費で887万6,000円の減額。

教育費では、国際交流事業700万2,000円の減額、社会体育活動事業449万3,000円の減額、各種事業の精算など、合わせて994万5,000円の減額。

以上が一般会計補正予算の概要であります。

それでは、一般会計補正予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総務課関連では、

問、ケーブルネットワーク更新事業は、上中のCNK放送センターの設備を入れ替えることか。

答、CNK放送センターの設備が老朽化しているため、センターの設備を更新するのが令和3年度事業である。

問、上中に機械を置かず、三方から直接広域で運用する方法は検討したのか。

答、地域間の距離があり、1局から発信しても、途中で増幅するための中継施設を設ける必要があるので、同じ施設を活用する計画になっている。

福祉課関連では、

問、コロナ禍で、ケア労働者である保育士、学童保育、介護、医療関係の方の所得を上げる経済対策で、民間の保育士だけ上げて、町の保育士を外した理由は何か。

答、民間の保育士の賃金アップが1点目の大きな狙いであり、ソーシャルワーカーと呼ばれる事業所や医療機関で働く職員のコロナ対応策との二本立てで、今回は処遇改善の交付金という形で、民間保育所の運営事業への補助金である。公立保育所については、今年度の予算で何も示していないが、令和5年に向けて、公立保育所の職員の賃金格差について検討していく必要がある。

問、地域支援事業の委託が減額になっているが、今年に入り、三方地域だけで一人暮らしで孤独死で亡くなった方が2件あり、そのようなことを考えると、増えてもいいと思うが、現在の緊急通報装置の設置状況はどうか。

答、緊急通報装置状況は約50件設置している。緊急通報装置のシステム自体もボタンを押すシステムになっているが、企業、電機メーカーがいろいろ見守り機能を付けた製品を販売しており、携帯電話を活用される方もいる。本人、家族の希望に合わせる形で設置している。

教育委員会関連では、

問、消火栓ホースの耐用年数10年とあるが、10年たっても、耐圧検査をして問題がなければ、交換しなくてもいい。耐圧検査を受けたほうが経費が安く済む。入札は、何社かで、一番安いところにしたのか。

答、耐圧検査はしていない。耐用年数で判断した。消火設備を扱っている業者が二、三社あるので、価格の調査をして発信する。

税務住民課関連では、

問、住民基本台帳ネットワーク事業について、転出・転入の手続が一度にできると、本当にそこに住むのかという確認をどうやってするのか、心配がある。犯罪行為にも結びつくこともあると思うが、確認の仕方はどうなるのか。どのようなシステムになるのか。

答、マイナンバーカードを使って1回で済ませることが趣旨であり、転入する市町の窓口で実際に住めるところに住むのか確認し、転出する市町にはわざわざ出向かなくても、マイナンバーカードを使って、何月何日に転出するという予約を入れることができる制度設計になっている。

環境安全課関連では、

問、コロナに伴って、敦賀美方消防組合、若狭消防組合、消防団の待遇改善の話はあるのか。

答、コロナに関して、そのような改善の話は出ていない。令和4年度、消防団の報酬を上げるということで、敦賀美方消防組合、若狭消防組合ともに消防団員の報酬の改正はある。

全ての審査を終了し、議案第2号、令和3年度若狭町一般会計補正予算（第7号）に対する討論はなく、ケア労働者の待遇改善について、説明を受けてから判断したいと棄権があり、採決の結果、委員多数の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計及び企業会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第3号「令和3年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ5,805万6,000円を減額し、予算総額を17億7,901万4,000円とするもので、歳入の主なものは、県支出金で5,972万9,000円の減額、諸収入で150万7,000円の増額などであります。

歳出の主なものは、保健給付費で5,975万円の減額、基金積立金で169万4,000円の増額であります。

議案第4号「令和3年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ380万円を減額し、予算総額を2億779万4,00

0円とするもので、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料243万5,000円の減額、一般会計繰入金136万4,000円の減額であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金380万円の減額であります。

議案第5号「令和3年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第4号）」は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ2,550万1,000円を減額し、予算総額を20億2,653万8,000円とするもので、歳入の主なものは、国庫支出金810万9,000円の減額、支払い基金交付金706万3,000円の減額、県支出金516万6,000円の減額などであります。

歳出の主なものは、保険給付金で2,000万円の減額、地域支援事業費1,210万9,000円の減額、基金積立金693万円の増額などであります。

議案第6号「令和3年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ176万1,000円を増額し、予算総額を346万5,000円とするものです。

歳入は、農業者労働災害共済事業収入176万1,000円の増額、歳出は農業者労働災害共済事業費に176万1,000円の増額であります。

議案第7号「令和3年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」は、三十三地区の高圧受電設備改修工事を翌年度に繰り越すため、繰越明許費を計上するものであります。

議案第8号「令和3年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、三方浄化センターの高圧受電設備改修工事を翌年度に繰り越すため、繰越明許費を計上するものであります。

議案第9号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第3号）」は、医業収益で6,085万4,000円の減額、一般会計繰入金で6,500万円の増額、資本的収入及び支出においては102万4,000円減額するものです。

議案第3号「令和3年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」から議案第9号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第3号）」までの7議案を審査した結果、特筆する、質疑・討論はなく、全議案、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

委員長の報告は終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 (今井富雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第2号「令和3年度若狭町一般会計補正予算(第7号)」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

13番、北原武道君。

○13番 (北原武道君)

本議案に対する反対の討論をいたします。

国は、ケア労働者処遇改善臨時特例事業を行っています。

ケア労働者とは、看護、介護、保育、学童保育の分野で働いている労働者を指します。これらの職場では、コロナの影響で職員が疲弊しており、労働者の確保が困難になっています。

そこで、今回の処遇改善は、これらの職員を対象に、3%程度、月額平均9,000円の処遇改善を行おうとするもので、国は、2,600億円の交付金を用意しております。また、国は、この処遇改善をコロナ不況の経済対策の一環とも位置づけております。

本補正予算案では、国から65万円の交付を受け、民間保育所運営事業補助金として65万1,000円を補助するという対応にとどまっております。処遇改善されるべき圧倒的多数のケア労働者が置き去りにされています。

ちなみに、2,600億円を日本の総人口で割りますと、総人口が1億2,600万人で、この数で割りますと、1人当たり2,063.5円ということになります。これが交付金の日本人1人当たりの額だということになるわけで、これに若狭町の人口1万4,000人を掛けると2,889万円となります。つまり、人口比で言いますと、若狭町のケア労働者の処遇改善のために国が用意したお金は2,889万円と、このように考えられます。国が2,889万円用意しているのに、本町では65万円しか補助申請をしなかった。民間の保育士以外のケア労働者が置き去りにされている、これが現実です。

この事業に対する国の意向、経済対策であるとか、いろいろとあるわけですが、全く反します。この補助金を使って、どんなメニューでケア労働者の処遇改善を行うか、それは自治体の知恵の出どころです。各自治体、工夫しております。

以上、今すぐ必要とされているケア労働者の処遇改善、これにあまりにも冷たい本補

正予算案を認めるわけにはできません。

以上、反対の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号「令和3年度若狭町一般会計補正予算（第7号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（今井富雄君）

起立多数です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号「令和3年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号「令和3年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号「令和3年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号「令和3年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号「令和3年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第4号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号「令和3年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第4号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和3年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号「令和3年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第2号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号「令和3年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号「令和3年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「令和3年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号「令和3年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第

3号) 」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算(第3号)」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。議案審査のため、明日8日から21日までの14日間、休会にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。よって、明日8日から21日までの14日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

(午後 5時45分 散会)